

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

厚生常任委員会会議録			
日 時	令和3年12月14日(火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時55分
場 所	第1委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	川畑委員長、高橋(龍)副委員長、丸山・高橋(克幸)・松岩・山田各委員		
説明員	生活環境・福祉保険・こども未来・病院局小樽市立病院事務各部長 保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋克幸委員、山田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

○（生活環境）管理課長

それでは、北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について御報告させていただきます。

初めに、令和3年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第2回定例会が10月25日に開催されまして、議案として令和2年度決算に伴う市町村負担金の精算金を運営資金基金に積み立てるための、令和3年度一般会計補正予算、令和2年度一般会計歳入歳出決算認定。議員の交代と職員の人事異動に関わる、懲戒審査委員会委員の選任及び欠席事由と請願書記載事項の押印に係る文言を整理するための会議規則の一部を改正する規則案の4件の議案が上程されまして、可決、認定及び同意されました。

次に、広域連合事務局長報告におきまして、令和2年度及び本年度4月から8月までのごみ処理施設の運転状況等の報告がございました。お手元の資料「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」は、広域連合議会配付資料の小樽市関係分抜粋になりますけれども、まず令和2年度実績についてでございます。

2ページのごみ焼却施設の表につきましては、搬入量が約3万5,901トンで、前年度と比較して約5.5%の減、焼却量は約3万5,496トンで約4.3%の減となっております。右下にごみ種別搬入量を記載しておりますけれども、コロナ禍での外出自粛等の影響ではないかと推察されますが、事業系一般廃棄物が約11.3%減少しているのが特徴でございます。

次に、3ページのリサイクルプラザにつきましては、搬入量は不燃ごみが約2,679トン、粗大ごみが約2,197トン、資源物が約3,321トンであり、前年度と比較しまして、不燃ごみは約6.6%の増、粗大ごみは約7.0%の減、資源物は約0.1%の減となっております。

次に、4ページから6ページまでの環境監視項目につきましては、排ガス、排水など全ての項目におきまして、管理値を満たしてございます。

次に、今年度の4月から8月までについてでございます。8ページを御覧いただければと思います。

ごみ焼却施設につきましては、搬入量が約1万5,567トンで、前年度同期と比較して約1.5%の増、焼却量は約1万5,892トンで、約3.0%の減となっております。

次に、9ページのリサイクルプラザにつきましては、搬入量は不燃ごみが約1,142トン、粗大ごみが約1,163トン、資源物が約1,394トンで、前年度同期と比較しますと不燃ごみは約9.9%減、粗大ごみは約8.2%増、資源物は約1.0%減となっております。

次に、10ページと11ページまでの環境監視項目につきましては、排ガス、排水など、全ての項目におきまして、管理値を満たしております。

また、これらのほかに、広域連合事務局長からは、次期運営委託事業者選定業務の進捗状況の報告もございました。

○委員長

「第11次小樽市交通安全計画案について」

○（生活環境）生活安全課長

第11次小樽市交通安全計画案について報告いたします。

さきの当委員会におきまして、今年度末までの策定に向けて着手した旨を御報告し、その後、小樽市交通安全対策協議委員会などでの協議を経て、このたび計画案を作成したことから、改めて報告するものであります。

お配りした計画案の目次を御覧ください。本計画案は、全4章からなっております。

1ページ目を御覧ください。「第1章 計画の基本構想」では、計画策定に当たって自他の人命尊重の理念の下、本市の実態に即した施策を総合的に策定し、これを官民一体となって強力に推進する旨を記載しております。

3ページの「第2章 道路交通の安全」では、「第1節 道路交通事故の現状と今後の見通し」において、道路交通事故の現状や今後の方向、重点課題などを整理し、10ページから16ページまでの「第2節 講じようとする施策」では、道路交通環境の整備に向けた取組の方向性を整理するとともに、16ページから26ページまでの「2 交通安全思想の普及徹底」では、交通安全教育、普及啓発活動、交通安全運動などの推進と取組の方向性を整理しております。26ページから28ページの「3 安全運転と車両の安全性の確保」では、交通安全の確保に向けた技術や環境の整備について、また、28ページから32ページにかけては「4 道路交通秩序の維持」、「5 救助・救急体制の整備」、「6 交通事故被害者支援の充実と推進」などについて、必要な取組などを記載しております。

次に、32ページの「第3章 冬季の交通安全確保」では、雪国ならではの取組として、冬道の交通安全対策の推進について記載し、34ページの「第4章 踏切道における交通の安全」では、踏切における交通の安全対策の推進について記載しております。

最後に、今後のスケジュールですが、年明けからパブリックコメントを実施し、意見整理や最終調整を経て来年3月の完成を目指しており、令和4年第1回定例会の当委員会において、完成報告を予定しております。

○委員長

「小樽市災害廃棄物処理計画案について」

○（生活環境）ごみ減量推進課長

小樽市災害廃棄物処理計画案について御報告いたします。

さきの当委員会におきまして、環境省が地方公共団体に対して早期策定を求めている災害廃棄物処理計画について、当市でも今年度末までの計画策定に向けて作業に着手した旨を御報告し、その後、庁内での検討を経て、その計画案を作成したことから、改めて報告するものであります。

お配りした計画案の目次を御覧ください。

本計画案は、全8章からなっております。その内容ですが、まず1ページを御覧ください。

第1章として本計画の策定背景や位置づけは、災害廃棄物が復興の妨げとなるため、混乱を最小限に抑えつつ、適正かつ迅速な処理を行うことを目的としており、本市の地域防災計画やBCPなどといった他の計画などとの整合性を考慮しながら策定するものです。

次に、3ページです。想定する災害は、BCP同様、本市が最も大きな被害を受けると想定される「留萌沖の地震 走向N225° E」（冬の夕方）」とし、倒壊建物数などにつきましては、環境省の災害廃棄物対策指針や小樽市地域防災計画などに掲載されている数値を使用しております。

5ページからは第2章です。この章では、各種資料の数値を基に、災害ごみの発生量を推計しております。7ページでは避難所から排出されるごみの推計値を記載しております。

次に、9ページから19ページの第3章では、本計画策定の基本的事項について、処理方針や処理主体、組織体制、施設の設置状況、他都市などとの連携状況などについて記載しております。

次に、20ページから35ページの第4章では、発災後の経過時間における廃棄物処理の必要業務について記載しております。なお、35ページからの仮置場につきましては、被災状況により設置可能な場所が変動すること、さらには、事前に仮置場として指定することにより、迷惑施設的な要素があるため、地域住民からの反発の可能性など、他都市でも場所を明記していないことが多いことから、本計画においても具体的な場所などは明記しており

ませんが、発災時には被災状況に応じて廃棄物処理の実施計画を策定しますので、その中で選定することとしております。

36ページからの第5章では、発災時においても可能な限りの環境保全対策が必要であることから、それらの対策について記載しております。

39ページからの第6章では、リサイクルが義務化されている家電類や車両、倒壊家屋などからのアスベストや太陽光パネルなど、平常時でもその処理に留意が必要な廃棄物の処理方法について記載しております。

また、47ページの第7章では、東日本大震災でも注目を浴びましたが、写真などの思い出の品の扱い方を、48ページからの第8章では、災害廃棄物処理において、活用可能な国庫補助金等を記載しております。

最後に、今後のスケジュールですが、パブリックコメントを実施した後、意見整理や最終調整を経て、来年3月の完成を目指しており、令和4年第1回定例会の当委員会において、完成報告を予定しております。

○委員長

「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の変更について」

○（生活環境）環境課長

騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の変更（案）について報告いたします。

資料の1ページ目を御覧ください。

「1 概要」ですが、法に基づく規制地域とは、生活環境を保全するために騒音等を防止する必要があると指定された地域のことであり、この地域に指定されますと騒音・振動では、工場等の一定規模以上の施設や建設工事などが、そして悪臭では、全ての事業場が規制の対象となります。指定の事務は、平成24年に北海道から本市に権限移譲されて以降、これまで変更はありませんでしたが、このたび3地域の見直しを行うものです。

「2 変更する時期」につきましては、令和4年3月下旬を予定しております。

「3 変更の内容」です。（1）塩谷トンネル付近につきましては、塩谷トンネルの開通に伴い、令和3年3月に都市計画用途地域の変更がありましたので、大部分を都市計画の用途地域と一致させていることから、合わせて変更するものでございます。

（2）朝里川温泉地区につきましては、新幹線のトンネル工事が進められて特別養護老人ホーム朝里温泉周辺がトンネル出入口と近接しており、北海道が新たに新幹線騒音の環境基準の類型に当てはめる地域に指定したことに合わせて変更するものでございます。

2枚目を御覧ください。

（3）築港臨港地区隣接地周辺につきましては、平成25年に済生会小樽病院が建ちまして、その後、高齢者施設等も建設されるなど土地利用状況に変化がありましたので、地域の実情に鑑み、指定するものでございます。また、隣接する工業地域も病院関係施設に隣接する地域である実情に鑑みまして、規制基準のより厳しい基準へ変更するものでございます。

「4 今後の予定」ですが、年明け1月にパブリックコメントを実施し、意見調整などを経て3月末に指定変更を予定しております。

資料として図面を3枚添付しておりますが、それぞれの案件につきまして変更前と変更後を拡大図で示しておりますので、後ほど参考にいただければと思います。

○委員長

「ふれあいバス令和4年度交付方法について」

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

ふれあいバスの令和4年度の交付方法について御説明いたします。

今年度のふれあいバスの交付方法は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ふれあいバスを既にお持ちにな

っている方にふれあいパスを郵送いたしました。以前のふれあいパスの交付方法は、直接来庁していただき、即日交付を行ってまいりました。これまでのやり方を参考とし、できるだけふれあいパス利用者の方々の御負担にならないよう検討した結果、来年度からは郵送による申請交付を行うことにしたものであります。

その交付方法ですが、資料の「令和4年度 ふれあいパスの交付手続き」を御覧ください。これは、郵送する御案内に同封するものですが、これに沿って御説明いたします。

まず、令和4年2月に、令和4年1月までにふれあいパスの交付を受けている方全員に「令和4年度分のふれあいパスのご案内」を郵送いたします。郵送する人数は、現時点では約2万5,000人になると見込んでおります。これには、案内文書、氏名など必要事項を記載した申請はがきが同封されております。令和4年度のふれあいパスを希望される方は、この申請はがきにバスまたは鉄道を選択するなど、必要事項を記載し郵送または市役所に持参していただくこととなります。

その後、令和4年3月に御希望されたふれあいパスを市から郵送いたします。また、市役所窓口での即日交付は、3月28日から実施いたしますので、申請はがきが届き次第手続されるほうが、より早く入手できることとなります。

なお、これらにつきましては、広報おたる2月号やホームページ等でお知らせするとともに、交通機関からも周知をしていただく予定となっております。

○委員長

「北海道後期高齢者医療広域連合について」

○（福祉保険）保険年金課長

北海道後期高齢者医療広域連合について御報告いたします。

お手元の資料「北海道後期高齢者医療広域連合について」を御覧ください。

令和3年第2回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会は、令和3年11月2日に開かれ、件名及び議決結果につきましては1ページ目の表のとおりとなっております。

2ページ目、主な議案の概要について御説明いたします。

まず、議案第9号についてですが、副広域連合長の任期満了による新たな選任に係る議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第10号についてですけれども、令和2年度の一般会計の決算認定についてです。歳入・歳出の総額は表のとおりとなっております。

次に、議案第11号についてですが、令和2年度の後期高齢者医療会計の決算認定についてです。歳入・歳出の総額は表のとおりとなっております。

この中で、差引額の約542億円というのが例年よりかなり大きな黒字額となっておりますが、この部分については、療養給付費、いわゆる医療費の歳出減によるものでございまして、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えによるものと思われま。

続きまして、議案第12号についてですが、令和3年度の一般会計補正予算につきましては、前年度決算の確定に伴いまして、歳入では市町村事務費負担金収入の減額、財政調整基金繰入金及び前年度繰越金の増額をするほか、歳出では、国庫支出金の精算に伴う返還金の増額を行うものとなっております。

議案第13号についてですが、令和3年度の後期高齢者医療会計補正予算につきましては、前年度決算の確定に伴いまして、歳入では主に、療養給付費負担金及び後期高齢者交付金を減額し、前年度繰越金を増額するほか、歳出では令和2年度精算後の剰余金を運営安定化基金に積み立てるとともに、国庫支出金等返還金を増額するものとなっております。

議案第14号の専決処分の承認につきましては、令和2年度の道費高額医療費負担金の精算に伴い補正を行ったものです。

最後に、議案第15号の条例改正につきましては、債権の一層の管理適正化を図るため、債権管理条例を制定するものとなっております。

○委員長

「小樽市こども発達支援センター分室」の廃止について」

○（こども未来）こども発達支援センター所長

お配りしました資料に沿って御説明します。

廃止に至るまでの経緯です。昭和56年8月、就学前の幼児を対象とする「小樽市幼児ことばの教室」が、「稲穂小学校ことばの教室」に併設されました。

平成16年7月、発達に支援を必要とする子供の相談と療育の一元化を図るため、「幼児ことばの教室」「こども発達支援室」「さくら学園の相談部門」を統合し、小樽市こども発達支援センターが花園5丁目の教育委員会庁舎に設置されました。このとき、幼児ことばの教室について、当時の利用者から、稲穂小学校と比較し利便性が悪いとしてセンターへの移転に反対する声があり、小樽地区ことばの教室親の会から市議会に陳情書と署名が提出され、議会での審議の結果、幼児ことばの教室はセンター分室として存続することとなったものです。

その後、平成26年度には分室利用者は0人となり、以降は利用実績がない状態が続いておりました。

また、現在のセンターは耐震性が確保されていないため、公共施設再編計画の中で耐震性のある緑3丁目の現教育委員会庁舎1階に移転することとなりました。

次に、廃止の理由です。令和3年4月、センターを所管するこども未来部と、前述の親の会が名称変更した「小樽市ことばとまなびの教室親の会」の会長をはじめ、役員と話し合いを行い、今回のセンターの移転と分室の廃止について理解が得られました。話し合いの場では、センターの移転についてバス路線沿いでバス停に近いこともあり、現センターの立地より利便性がよくなるというお声もいただいております。利用実績が今年度まで数年間ないこと、令和4年度にセンターが移転することから、今年度末で分室の廃止を提案することとしたものです。

○委員長

「小樽市内における新型コロナウイルス感染症発生状況について」

○（保健所）次長

新型コロナウイルス感染症発生状況について、令和3年第3回定例会以降の経過について御報告いたします。

資料を御覧ください。

本市における陽性者・行政検査数等の状況についてですが、まずこれまでの累計患者数は、令和3年12月12日公表分までで、延べ1,476人。今年の夏以降の陽性者数は、8月の158人をピークに減少し、9月は57人、10月は1人、11月は9人、12月は12日公表分までで1人となっています。現在の患者数も自宅療養者1名の状況です。

検査数も減少はしておりますけれども、感染者数の少ない10月以降も1日平均とすると50件から60件以上の検査を行っております。

下段のグラフですが、人口10万人当たりの週合計の推移となります。今年4月からの状況を掲載しておりますが、春には5月25日に105.8人のピークがありました。夏には8月22日に50.7人のピークがあります。その後減少し、10月2日には一度、ゼロになりましたが、10月20日以降、0.9人から2.7人の間で推移しております。

最後に、変異株スクリーニング検査についてです。

新たな変異株であるオミクロン株への対応として、国の通知に基づきまして、陽性となった場合には、デルタ株のスクリーニングPCR検査を行い、この結果が陰性となった場合には、オミクロン株を疑うというものです。陰性の場合には、北海道立衛生研究所においてゲノム解析を行うことになっております。本市では、12月2日に検査体制を整備いたしました。

○委員長

「新型コロナウイルスワクチン接種について」

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

新型コロナウイルスワクチン接種の状況につきまして、まず、資料を御覧ください。

市民全体の接種率につきましては、資料の右上にお示ししてございますので、御覧ください。

まず、追加接種につきまして、接種体制は初回接種と同様に個別接種、巡回接種、訪問接種、集団接種を行うということで、接種体制を構築してございます。原則市民の皆様には、初回接種を行った接種委託医療機関等で追加接種を受けるように御案内をしております。

対象者につきましては、初回接種完了者で、国から18歳以上の方ということになっておりますので、当面は、18歳以上の方に御案内をしております。

接種時期につきましては、初回接種から原則8か月経過した方が対象となっております、国では前倒しの話も出ておりますが、正式な通知はないことから現在、原則8か月を経過した方を対象に接種を進めております。

接種開始につきましては、12月13日に医療従事者から開始いたしました。

接種券をお送りするスケジュールにつきましては、4月以前に接種した方につきましては、12月9日に一斉にお送りいたしました。5月に接種した方につきましては、1月13日に一斉に接種券をお送りする予定でございます。6月以降につきましては、対象者が増えますので、初回接種完了から8か月経過した日から10日以内をめどに届くように、おおむね週1回、接種券をお送りする予定で考えております。

ワクチンの種類は、ファイザー社ワクチン。また、現在、追加接種の薬事承認を申請しております武田モデルナ社のワクチンのいずれかになる予定でございます。現在のところは、ファイザー社のみしか配分されておられませんので、ファイザー社で接種をしております。

ワクチンの供給につきましては、ファイザー社ワクチンが追加接種分ということで、11月15日に12月、1月に使う585バイアル、3,510回分が配送されてまいりました。12月中には、2月、3月に使う2,145バイアル、1万2,870回分が配送されてくる予定でございます。

なお、1月下旬に、2月、3月分として武田モデルナ社ワクチンも配分される予定となっております、接種体制につきましては、現在、医師会と相談中でございます。

次に、5歳から11歳の初回接種についてですが、こちらも国から2月開始に向けて準備を進めるようにという文書が各自治体に送付されております。本市におきましても、接種体制につきまして、現在、医師会と相談中でございます。

ワクチンの種類は、現在、12歳以上で使用しているファイザー社のものとは、別のワクチンとなっております。

次に、12歳以上の初回接種未接種者の接種体制につきましては、12月までは小樽協会病院、小樽掖済会病院、つだ小児科医院の3か所で行いまして、うち小樽掖済会病院につきましては、船員の方が中心となっております。1月からは、小樽協会病院、つだ小児科医院の2か所で接種をすることになります。

最後になりますが、ワクチン接種証明書につきましては、国の通知によりまして、12月20日から証明書の発行対象を国内用に拡大の上、デジタル化を開始する予定となっております。具体的には、マイナンバーカード保持者が国が公式に提供するアプリを使用しまして、電子申請をしますと電子証明書が自動交付される仕組みとなっております。ただし、現行どおり紙媒体での申請・発行も継続することとなっております。

これまでの実績といたしましては、12月13日現在192名の方に発行しております。

○委員長

「敷地内薬局の設置について」

○（病院）事務課長

敷地内薬局の設置について、資料に沿って御説明いたします。

初めに、取組に当たっての背景ですが、平成28年の規制緩和に伴い、敷地内の保険薬局開設が解禁となり、全国では、これまでに100を超える病院で敷地内薬局の設置が進んでおります。

そのうち、自治体病院は25程度であります。道内においては規模の大きい自治体病院での導入例は、今のところございません。

次に、取組の必要性ですが、当院では医療提供体制の充実に伴い、患者数が増加し、それとともに職員数も増加しております。とりわけ、医師については、建築設計時には60名を想定しておりましたが、現在85名となっており、医局のスペース確保は急務な課題となっております。

また、働き方改革や感染対策をはじめ、収益の増加、組織強化を図るためには、看護師をはじめとする職員数の増が不可欠となっておりますが、現在のスペースでは、そのような取組は困難な状況にあります。

そのほか、当院側に調剤薬局がないことから、向かい側の門前薬局まで行くことが大変である高齢者、障害者などの利便性の向上が求められているところであります。

それらの課題解決を図るため、敷地内薬局を誘致し事業者が建設する建物の一部を当院が賃借し、スペースの確保を図るものであります。

実施方法としては、プロポーザル方式で事業者を選定し、建設場所の土地について長期の賃貸借契約を締結することを想定しております。

当院が得る賃貸料が建物に入居する賃借料を上回れば、実質負担なくスペース確保が図られるものです。

想定される参加事業者数は5社から7社程度。

事業者の選定に当たっては、院内5名、市1名の6名程度の検討委員会による選定を想定しております。

当院が想定する建物の概要については、1階が薬局、2階・3階には、事務管理部門、会議スペースなどを想定しており、建設場所は別添の図面のとおり身体障害者駐車場となっているところであります。身体障害者駐車場については、正面出入口付近に代替駐車場を確保する予定であります。

これまでの動きとしては、今年3月に薬剤師会へ事前説明を行い、その後、薬剤師会代表者と当院代表者による協議、門前薬局への説明会、当院の患者に対し、敷地内薬局設置に関するアンケートを実施した後、当院と薬剤師会の共催による薬剤師会会員への説明会を実施しております。

10月19日には、薬剤師会から敷地内薬局設置に対する要望書の提出があり、要望が満たされるのであれば、前向きに検討するというお話がありました。

主な要望のうち、選定の際に勘案してほしい事項としては、地域の医療・介護・福祉関係者との積極的な連携、終末期医療に対応できるクリーンルームの設置や災害時の医療支援などです。

また、条件としてほしい事項としては、管理薬剤師等の薬剤師会への入会、薬剤師会が行う地域貢献事業や研修会等への積極的参加、薬学実務実習の受入れや地域の保険薬局との連携などです。

10月28日に要望に対する当院の回答を送付し、その回答を基に薬剤師会の理事会で協議が行われ、薬剤師会の結論としては、上部団体の意向もあり賛成はできないが、病院の状況は理解するとともに、医療の質の向上や利便性など小樽市民のことを第一に考えて対応するという意見をいただいております。

公募の条件や選定する際の評価ポイントとしては、薬剤師会の要望にありました地域の医療・介護・福祉関係者との積極的な連携、クリーンルーム等の設置、災害時の医療支援、薬剤師会への入会や薬学実務実習の受入れなどを評価ポイントとするとともに、必要に応じて、当院・薬剤師会・敷地内薬局の3者による協定締結を検討したいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、12月20日にプロポーザル実施要項等の実施公告を行い、2月にプレゼンテ

ーション、ヒアリング等の審査会を開催し、3月には事業者を決定したいと考えております。なお、敷地内薬局設置・運営事業公募型プロポーザル案の概要につきましては、別添のとおりとなっております。

その後は、あくまでも病院局としての目安とはなりますが、来年度の早い段階での工事に着手し、年度内の完工を想定しております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第6号について」

○（こども未来）こども発達支援センター所長

議案第6号につきまして、先ほど御報告しました「こども発達支援センター分室」の廃止に伴い、小樽市こども発達支援センター条例から分室の設置規定を削除するものです。

名称及び位置を規定する第2条。あと、職員の配置を規定する第3条から分室に係る規定を削除するものであります。

施行期日は、令和4年4月1日付としております。

○委員長

「議案第7号について」

○（福祉保険）保険年金課長

議案第7号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

内容につきまして、大きく3点ございます。

まず1点目は、出産育児一時金の支給額の引上げについてです。

国民健康保険を含めた各医療保険では、被保険者の出産時に出産育児一時金本体部分40万4,000円に、子供に脳性麻痺がある場合などに備え、医療機関に支払う産科医療補償制度の掛金1万6,000円を加えまして、総額42万円を支給しておりました。

このたび、この掛金が4,000円引下げとなったことに伴いまして、健康保険法施行令におきまして、総額42万円を維持する形で出産育児一時金本体部分を4,000円引き上げる改正がなされたことから、国民健康保険におきまして、これに準じて出産育児一時金の支給額を4,000円引き上げる条例改正を行うものでございます。

次に2点目、未就学時の被保険者均等割額の減額についてです。

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国や地方の取組として国民健康保険制度において、子供の均等割部分の保険料を半額に軽減する制度が創設されたことから関連の条例改正を行うものでございます。

この減額する分につきましては、公費で賄われることとなっておりますので、これに伴う繰入金につきましても、その条項について改正しております。

3点目、所要の改正についてですけれども、引用条項の変更や文言の整理などを行うものであります。

最後に、施行期日につきましてですが、出産育児一時金の改正については令和4年1月1日、所要の改正の一部文言追加については公布の日からですが、それ以外につきましては、全て令和4年4月1日からとしております。

○委員長

説明員が退室されますので少々お待ちください。

（説明員退室）

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、共産党、公明党、立憲・市民連合の順といたします。

自民党。

○松岩委員

◎市立病院敷地内薬局について

報告事項10の市立病院敷地内薬局について質問します。

自民党小樽支部政務調査会では、毎年1月に市へ政策要望書を手交しておりますが、これは例年12月に市内各種団体に対し要望事項を聞き取り、一部を盛り込んでいるものでございます。

今年も同様に要望事項を募ったところ、小樽市薬剤師会より敷地内薬局についての要望を受けましたので質問いたします。

資料10に薬剤師会としての結論が記載されておりますけれども、先ほど報告にもありましたが、これは薬剤師会から出た文書なのか、それとも市としての理解をまとめたものなのか、お答えをお願いします。

○（病院）事務課長

報告資料にあります結論につきましては、薬剤師会からの要望書に対し当院が書面で回答し、それに対する薬剤師会の考え方を聞き取りしたものがありますので、書面という形では薬剤師会から頂いておりませんが、今回の議会の報告内容につきましては、薬剤師会の方へ確認しております。

○松岩委員

令和3年10月19日に病院局長宛に提出された薬剤師会からの要望書がこちらにもありますが、敷地内薬局の建設については、薬剤師会として反対です。しかし、小樽市立病院増設に関わる事項については理解しております。以上の要望が全て満たされるのであれば前向きに検討させていただきますとあります。その上の方に条件というか要望事項がたくさんあるのですが、一方で、資料10には、薬剤師会の結論を「上部団体等の意向もあり賛成は出来ないが、病院の状況は理解するとともに、医療の質の向上や利便性など小樽市民のことを第一に考えて対応する」とありますが、何か意味が全く違うように聞こえるのですけれども、薬剤師会は、これで納得されているのですか。

○（病院）事務課長

要望時点で要望が満たされれば前向きに検討するということでしたけれども、当院からの要望に対して回答を受けて検討していただいた結果ですので、要望時点とは表現は違いますが、内容については理事会等でも話し合われているので、確認されているとは思っております。

○松岩委員

それから同様に、薬剤師会の要望に記載されている要望が資料10で一部削除されているように思うのですが、これは、なぜそういうふうな表現になっているのですか。

○（病院）事務課長

今回の報告資料には、要望のうち、主なものをということで一部抜粋させていただいております。記載されていない事項につきましては、法令遵守など敷地内薬局が事業を実施するに当たって当然のこととしてやっていただかなければならない事項で、公募の条件としておりますので、資料には載せていないところです。

○松岩委員

それから、薬剤師会から政調会に寄せられた要望書には、現在、小樽市立病院とは建設的に敷地内薬局の件について話を進めておりますが、プロポーザルの際に項目の多数を選定するだけでなく、当会からの要望書内の必須事項を全て満たす薬局を選定していただけることを議会でも念押ししてほしいという要望が届いております。

これは、薬剤師会から出されている必須条件を全て満たした敷地内薬局を選定することはできるのでしょうか。

○（病院）事務課長

今回の薬剤師会からの要望のうち、必須とされているものについては、一部は公募への参加条件にするほか、そのほかの項目についても取り組むことを前提に、その内容を選定の項目に入れて評価することとしており、全て満

たしているということになっています。

○松岩委員

表現が回りくどかったのですけれども、必須条件が満たされた敷地内薬局ができるということなのですか。それともそれ以外のものができることもあるのですか。

○（病院）事務課長

必須条件の中でも、公募の条件としている部分もありまして、それ以外については、実際にプロポーザルの評価項目として評価をするという形で対応したいということで考えております。

○松岩委員

プロポーザルの評価項目にするというのは、こういう条件を評価項目を出しているけれども、それに当たらない薬局しか応募がなかった場合はそれになるということは、必然的に、条件が必ず満たされた薬局ができるとは限らないということですよ。

○（病院）事務課長

今回、どういう形で評価するかというのも、応募のときにオープンにしていますので、そうなったときに、やらないと返ってくる場所は、なかなかないのかというふうには思っておりますけれども、できれば、その項目については、やっていただきたいというふうには考えております。

○松岩委員

薬剤師会は、少なくともそういう条件として挙げているものを絶対に盛り込んでいただかなければならないと言ってきているのです。それは約束できるのですか。

○（病院）事務部長

敷地内薬局の公募の件でございますけれども、今、委員から御質問がありました必須条件につきましては、先ほど事務課長も申しましたように、一部は参加条件になりますので、これについては完全に条件となります。

そのほか必須条件の中で、一部、評価項目ということにさせていただいておりますけれども、これはあくまでもやることを前提に評価していき、やらないという形になりますと、そのこの部分の評価が落ちる形になりますので、基本的には満たされるというふうに考えております。

○松岩委員

この公募に応募できる薬局は、そんなにたくさんはないということが、もう既に分かっていると思うので、それらがやらないとなったら、基本的には満たされないことになってしまうのではないかと思うのですが、その辺の懸念は大丈夫ですか。

○（病院）事務部長

今回、必須項目で挙げられている事項は、基本的には対応いただける事項ばかりでございますので、大丈夫なものというふうに考えております。

○松岩委員

そうあることを注視するしかないですね。

それと、資料10の8ページ目の主な参加資格要件のところ、「直近5年間に北海道内で保険薬局の運営実績を有し、必要な有資格者を配置できること」とあるのですけれども、例えば、小樽市内とか北海道内というところに点数の傾斜をつけるとかという考えはなかったのですか。

○（病院）事務部長

小樽市内という部分につきましては、資料の中で、今回、市内経済への貢献という項目があるのですけれども、その中で市内の実績というのは得点を決める中では考慮していきたいというふうに考えております。

○松岩委員

それから最後が、資料10の2ページ目の、二つ目の丸です。当院が想定する建設の概要の2行目に、「当院の課題解決が図られ、情報発信など地域にとって有益な機能を有する施設」とありますけれども、この情報発信とは、何をどういうふうなことを、どう発信するという趣旨なのですか。

○（病院）事務部長

情報発信という部分につきましては、今回、建設していただく施設の中に会議室を想定しておりますので、今、このコロナ禍においても、会議等をウェブで発信したりという部分がありますので、例えば、薬剤師会と敷地内薬局、さらには当院が連携して、研修会なり講演会をやったときにウェブで配信したりというようなことを想定しております。

○松岩委員

質問は以上ですけれども、前回の定例会で濱本議員が、相当、丁寧に質問をしていただきまして、他都市に先駆けてやるということで、いろいろとまだまだ情報収集が足りない部分もあるのではないかとというようなことも、委員会前に私に御指摘いただきまして、プロポーザルをやるに当たっても、いろいろと項目として、まだ足りていない、もしくは抜けている部分もあるのではないかとということをお指摘いただきまして、そういったことも含めて、病院局には丁寧にやっていただきたいということで会派から預かっておりますので、申し上げます、私の質問は終わります。

○山田委員

◎2030年の人口減少・高齢化問題について

私からは、2030年問題でこれから起きるであろう人口減少、高齢化の問題に関連して少しお聞きします。

今、子供の減少、また、高齢者が増えてきているという状況です。その中でも、そういう人方を守るために、本市の市政運営の基本姿勢の中にもあるのですが、市民参加と協働によるまちづくりの推進、また、市政運営の基本姿勢にうたわれている市民との協働について、何点かお伺いいたします。

今回、我が会派にも総連合町会事務局から要望書が来ております。同様に、市にもこのような要望書は来ているのか、まず、それからお聞きいたしたいと思います。

○（生活環境）小山主幹

総連合町会から補助金の関係で要望書は届いております。

○山田委員

来ているということで分かりました。

それでは、この総連合町会からの要望書の内容については、どういうことが書いてあったのでしょうか、お聞かせください。

○（生活環境）小山主幹

令和4年度の予算編成に関連いたしまして、補助金の単価の増額要望ということで届いております。

○山田委員

それでは、どうしてそのようなことが要望書で送られてきたのか、その原因であるとか経緯であるとか、分かる範囲でお聞かせいただけますか。

○（生活環境）小山主幹

総連合町会補助金につきましては、単位町会補助金と総連合町会の運営費、青少年活動助成金という仕組みになっておりますけれども、こちらの具体的には単位町会補助金につきましては、平成24年度に世帯割りの単価を180円から200円に増額いたしました。この結果、平成24年度には1,118万4,200円でしたけれども、その後、内容の変更

をしておりませんでした。世帯数の減により、毎年、補助金が減少しているということです。

その後、単価を変更しておりませんでしたので、世帯数の減で補助金全体が減少しております。令和3年度の単位町会補助金としては988万9,400円減少した形になっておりまして、平成24年に比べますと129万4,800円減少した形になっております。

このような状況がございました。

○山田委員

そういうような経緯について、確かにいろいろと原因があったと思います。

冒頭に、私からも言いましたが、少子高齢化による人口減少、また高齢化だとか、そういうような要因があるのですが、この減少した総連合町会の運営費について、何か市からの援助であるとか、そういうような状況について察知して何か手だてをしたのか、察知してもしなかったのか、そこら辺を何かあれば、お聞かせ願いたいと思いません。

○（生活環境）小山主幹

総連合町会とは、日頃からいろいろと意見交換、情報共有という形でしておりまして、今は特に新型コロナウイルス感染症の関係で町内会の運営状況がかなり大変だということも日々、お聞きしておりますし、なかなか加入世帯数が増えないということで町内会の収入も減っているという情報はお聞きしております。

そういったことではありますけれども、特に、先ほど申し上げましたとおり、平成24年度から単価の改正という形はしておりませんが、昨年、新型コロナウイルス感染症の関係で、町内会で大変な時期がございましたので、そこは単発的に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金という形で、総連合町会補助金とは別にフォローさせていただいたという経緯がございます。

○山田委員

いろいろと市もお考えになっているということで、よく分かりましたが、この平成24年度から防災対策や地域の安全ということで、いろいろと町内会の役目が重要とお聞きしています。

そこで、この年から、町内会へどのような活動を推奨したのか、もし支援状況があれば、お聞かせ願いたいと思いません。

○（生活環境）小山主幹

防災と地域の安全ということで御答弁をしますけれども、こちらにつきましては、建設部の所管になりますが、街路防犯灯設置費補助金として、特に平成27年度からは街路防犯灯のLED化を進めるための補助金、それと街路防犯灯を維持するための補助金として、電気料の60%を補助しております。

また、金銭的な面ではございませんけれども、総務部災害対策室の所管ですが、自主防災組織の立ち上げということもお願いして、現在に続いております。

○山田委員

それでは、総連合町会の事務システムについて何点かお聞きします。

現状、所長と事務職員の2名体制だと思うのですが、なかなか業務多忙のため、全ての町内会をフォローすることはできないと聞いているのです。

それで、先進事例である札幌市では、どのような事務体制なのか。町内会に対する何か条例などを考えていると聞いているのですが、そのことについてお聞かせいただけますか。

○（生活環境）小山主幹

札幌市という形では限定できませんけれども、道内の主要都市の中で、いわゆる小樽市という生活安全課が町内会にどういうふうに関わっているかということがありますが、小樽市のように職員が専任でいる場合と、事務局として市の職員が関わっているところがあるということで、それはその市その市でまちまちになっております。

条例につきましては、札幌市でということをお聞きしていますが、まだ、こちらでは内容を把握しておりません。

○山田委員

それでは、今回、総連合町会の事務所が移転ということによろしいですね。何かこれ、わけとかはあるのでしょうか。それも併せてお聞かせください。

○（生活環境）小山主幹

生活環境部でお答えできるのは、今回、総合福祉センターの2階から3階に移転するというので、私どもも入りまして、それにかかる部屋の改修費、それから、電話やインターネット回線の移設などの経費について協議させていただいております。こちらの経費につきましては、市が負担するというので調整しているところでございます。

○山田委員

ということは、事務の効率化、もしくは事務の高規格化というのですか、そういうことが図られるということの認識でよろしいですか。

○（生活環境）小山主幹

今回の引っ越しは、あくまでも2階から3階に移転ということだけでして、中身的には、先ほど言ったものをただ移転するという部分のことしかございませんので、効率化という点では、特に変わることはないと思います。

○山田委員

では、本当に業務の質と量が増えることが予想されるわけですが、この総連合町会でも資金もマンパワーもない、そのような状況で市としては、何かそれ以上の対策とかは考えていらっしゃいますか。

○（生活環境）小山主幹

移転という点では、先ほど申し上げましたとおり、経費的なものを負担させていただくということで御答弁させていただきました。その他の部分につきましては、生活環境部で何かお手伝いできることがあれば対応してまいりたいというふうに考えております。

○山田委員

補助金があれば何でもできるという話ではないのですが、町内会役員の高齢化により担い手不足や地域の防犯、災害、街路灯などの安全・安心のアドバイスについてもなかなか全てを賄うということではできないようにも聞いています。

その中で、例えば青少年育成活動費補助金が現在あるのですが、このほかに防災対策だとか、消防、防犯対策、町内会除雪費など、新たな活動項目に対して本市は考えるべきと私は考えているのですが、そのことについてお考えをお聞かせください。

○（生活環境）小山主幹

今の補助金は、単位町会の運営補助金という形で交付している部分がございます、これは用途を限定せずに、町内会にある程度自由に、町内会ごとの用途に使っていただけるようなつくりとしております。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、総連合町会の要望にもありますので、補助金の在り方については内容も抜本的に見直していかなくてはならないということがございますので、その際に先ほどの防災の経費等につきましても必要かどうかということも含めた上で、新年度には少し間に合いませんけれども、来年度以降そういったことも含めてお話を、協議をしていきたいというふうに考えております。

○山田委員

そこまでお話があるのであれば、総連合町会、また町内会としても本当に助かると思うのです。

市と町内会はまちづくりの両輪という市長からの談話もあります。その中でいがみ合うわけではないですが、やはり積極的に町内会だとか、総連合町会の困っていること、それに対して市は真摯に耳を傾けていただいて、市と

町内会がよりよい組織となるように、ぜひお願いしたいわけですが、この項目の最後に何か一言、お願いいたします。

○（生活環境）小山主幹

今おっしゃられたとおり、市といたしましても総連合町会とともに町内会活動を支援していかなければならないというふうに十分認識しております。できるだけ一緒に携えながら町内会のためにできること、活性化という問題もございますので、そういったことも含めてお互いに協働で事業を進めていければいいなというふうに思っております。

○山田委員

今、本当に力強いお言葉もいただきました。少子化も含めてこの社会全体の責任ということで、総連合町会、町内会もますます御協力していくと私は考えています。

ですから、今お話ししたように、ぜひこれからもこの総連合町会との談話、また会議の中でも困り事、そういうことには御協力、お力をお貸しいただけますよう、私からもお願いいたします。

◎小樽市災害廃棄物処理計画案について

それで、今日の報告で、小樽市災害廃棄物処理計画の策定について、少しお聞きいたします。

今回、この策定についての経緯だとか、位置づけ、今後のスケジュールなど、いろいろとお話がありました。まだまだ概要版なので、例えば搬入場所の考え方や業者の選定、リサイクルはどうするのかだとか、住民の思い出だとかそれぞれありますが、この概要版の後には細かい作業があると思うのですが、まずそのスケジュールをお聞かせいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

まず今回、この災害廃棄物処理計画という形でお示しさせていただいた部分なのですが、あくまで基本的な考え方を整理させていただいたというものでございます。

今、委員が御指摘のとおり、この後に細かい部分の整理というものがございまして、発災までという形で、少し時期がいつかというのは別なのですが、先ほどおっしゃられました仮置場の選定等も含めまして、候補地の選定等とも含めまして、できる限り早い段階で細かいところの部分を今後詰めていきたいというふうには考えてございます。

ただ、それがいつまでかというのも、相手がある中でのお話ですので、少し時期をお示しするのは難しいかというふうに思っております。

○山田委員

概要版ということで、あらあらここで来年の3月に計画の完成ということでお聞きしましたが、まだまだこの先あるということで分かりました。

1点だけ、お聞きしたいところは、やはり住民の生命や財産を守る、また保障するという部分で、思い出の品をどうするかというのは、なかなか難しい判断だと私も思っています。その点について、その住民の生命、財産を守る以外に、そういうものに対してどのような方法が考えられるのか。まず、そこを少しお聞きしたいと思いません。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

さきの東日本大震災等でも注目を浴びている思い出の品等の取扱いについてなのですが、本計画の中では被災された皆さんのお気持ちを考えさせていただきまして、がれきの撤去などで回収される写真、アルバムといったような思い出の品物につきましては、可能な限りどこか場所を決めまして1か所に集約した上で、泥などを洗浄、乾燥の上、保管しまして、発見場所とか、そういった附帯情報と一緒に情報の整理を行って、一定程度、整理されたものを広報等を通じて皆さんにお示しする形で、できる限り御本人の元へ引き渡せるような形を取っていききたいとい

うふうに考えてございます。

○山田委員

本当にそうなのです。実際、思い出の品となると、なかなかこれは本当にそういうものかという判断もつかない、そういうこともやはり考えられるわけです。

ただ、写真だけではなく、もしトロフィーだとか、賞状とか、そういうものがあつた場合、そういうものに対してはやはり難しいですか。その点を少しお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

トロフィー、賞状、もっと言うところの場で少し当たり障りが出てくるかもしれないのですが、御位牌とか、いろいろなものが思い出の品という形で個々の方々によってかなり千差万別という形になってくるとか思います。ですので、ここで品物をこれという形で、今回の計画の中では一定程度思い当たるようなものという形で列挙させていただいてございますが、正直に言いまして、被災の混乱の中でどこまでできるかというのは少し難しい部分も出てくるかもしれませんが、可能な限り対応をさせていただきたいという思いで今回はつくらせていただいていますので、その辺のところは御理解いただければというふうに思います。

○山田委員

本当にこういった場合は災害ですから、いろいろなやはりシチュエーション、またタイムラグだとかが考えられるわけです。そういった意味では、今、御答弁いただいたように、本当にそのときにならないと判断の状況は分からないというのは、私も理解しています。

ですから、なるべくそういったことが分かれば、それに対応できるような、まずは考え方をきちんとされて、その上で対応をどのような方法、手法があるのか研究していただいて、これに役立てていただきたいと思います。

最後にそのことについて、お聞きして、私の質問は終わります。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

先ほどの御答弁でもお話をさせていただきましたが、基本的に私どもも被災された方々の思いをむげにしないよというのを基本方針としてやっていければというふうに考えてございますので、今、委員から御指摘のありました点も含めて、今回はこれで計画をつくって終わりという形ではなくて、今後も随時改定等もさせていただくようには予定してございますので、その際も含めまして、検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○丸山委員

◎子育て世帯への臨時特別給付金について

まず、子育て世帯への臨時特別給付金についてお聞きします。

岸田首相が昨日の衆議院予算委員会で、18歳以下への現金とクーポンの計10万円の給付について方針転換をして、年内一括給付もありとしたと。一括給付に関して条件づけだとか、審査するというものもない。補正予算成立前や実施要領を提示する前に自治体が現金給付した場合も事後に補助金を交付するというところで報道されております。

これを受けて、小樽市の対応がどうなるのか。市民としては年内に10万円一括支給されれば助かるという方も当

然いと思うのですけれども、対応がどうなるのかお聞かせください。

○（こども未来）こども福祉課長

今、委員おっしゃるとおり、昨日岸田総理の年内10万円現金一括支給という御発言がございましたけれども、私どもとしてはまず、12月1日に議会で議決していただきまして、その翌日から23日に5万円を支給するというところで、もう手続とかも進めてございまして、現状、昨日の発言をもって年内に残りの5万円も一括支給するということは、少し現実的には難しいと思っているところでございます。

○丸山委員

確かに、なかなか現場の状況もありますので、当然かとも思います。今後の動向を受けて、迅速な対応をお願いしたいということで、次の質問です。

◎議案第7号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

議案第7号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてですけれども、未就学児の国民健康保険の均等割について半額にするという改正ですが、小学校入学以降の児童から高校卒業までの生徒に係る均等割の部分、子供の均等割ということです。これを半額にすると、小樽市の場合は幾らかかるのかお聞かせください。

○（福祉保険）保険年金課長

本年6月時点での国民健康保険対象者でお答えさせていただきますけれども、小学生から高校生までの均等割額を半額にする費用は約760万円となっております。

○丸山委員

760万円。これは子育て支援策の一環として小樽市独自策で高校卒業までの子供の均等割を半額にするという考えはありませんか。

○（福祉保険）保険年金課長

市独自でとなりますと、減免という扱いになりますけれども、これまで答弁しておりますとおり、減免は個々の被保険者の負担能力に応じて決定されるべきもので、画一的な減免基準を設けることは適当ではないとされていることから、子供がいることのみをもって減免することは適当ではないと考えております。やはり国が子育て施策として責任を持って、行っていくべきものというふうに考えてございます。

しかしながら、御指摘のとおり、子育て世帯の負担軽減は非常に重要だと思っておりますので、全国市長会などを通じまして、子供の均等割軽減の未就学児だけではなく、対象年齢の拡大ですとか、あと軽減割合の拡大などについて、制度の拡充を要望してまいりたいというふうには考えてございます。

○丸山委員

何もしないというわけではないという答弁だと思うので、引き続きお願いしたいと思うのです。

ただ、かみ合わないないつも思っているのは、減免だからということで市独自ではやらないというようなお答えなのです。だけれども、私が言っているのは子育て支援として検討してほしいということなのです。

それで、全国市長会を通してということでありました。ぜひ、子育て支援の観点から所得制限なしの半額にするということをしていただきたいとお願いして、次の質問に行きます。

◎陳情第28号（仮称）北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方について

私は、風力発電の計画について、一般質問でも取り上げさせていただきました。今回は、陳情第28号（仮称）北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方についてというのも出ております。

この計画については、次の準備書が来年には縦覧ということになると。そうなりますと、市民や自治体が意見を出せる最後の機会になるということで、ただ、今に至っても市民への周知は不足しているのではないかと思います。

一般質問で、事業者によって風力発電が建設された写真を提示しての調査を6か所で行っていると答弁がありました。この6か所は、どのような場所で、そして結局何人から意見を聴取しているのかということについてお聞か

してください。

○（生活環境）環境課長

フォトモンタージュを提示しました聞き取り調査につきましては、10月3日から11月24日にかけて行われており、小樽運河で55人、塩谷丸山では69人、塩谷丸山を除く自然遊歩道では12人、おたる自然の村では19人、色内埠頭公園で30人、毛無山展望所で50人から聞き取り調査をしたということを聞いてございます。

○丸山委員

これは大体合計で何人になるのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

合計で235名でございます。

○丸山委員

陳情では、塩谷丸山は市内外から年間1万人が訪れる観光資源であると書かれております。

ここ5年間のこの塩谷丸山の登山者数をお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

小樽市では登山者数のデータは持ってございませんが、小樽山岳連盟からの報告によりますと、入山届から推計した値ということでございますが、平成29年度が9,704人、30年度が8,801人、令和元年度が1万1,007人、2年度が1万854人、3年度が1万1,834人と聞いてございます。

○丸山委員

少し増えたのは、多分新型コロナウイルス感染症の影響があるのかとも思いますが、1万人前後の方がこの塩谷丸山を登っているということが、今、分かりました。

毛無山の山頂に風力発電が建設されるということで、200メートルくらいの高さのものが27基ぐらいと、今、計画されております。今までなかったものが造られるということですから、これは必ず何らかの影響はあるわけです。

今回出された陳情ですが、市に、事業者に対し、三つの点で要求することを求めています。

一つに、住民生活に最大限配慮し、十分に影響低減に努めること。

二つに、計画を広く周知し、住民との開かれた対話、説明の機会を求めること。

三つ目に、事業者による十分な影響低減がなされず、住民の理解と合意が得られない場合には、計画を進めるべきではないことを提言すること。

これらを市長が事業者に求めるということをこの陳情では求めているわけです。小樽市には陳情の内容のとおり対応をお願いしたいと私は思うのですけれども、今の市の考えをお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

陳情の一つ目の住民生活に最大限配慮し、十分に影響低減に努めることの提言、それから二つ目の計画を広く周知し、住民との開かれた対話、説明の機会を求めること。こういったことにつきましては、これまでも事業者に要請してきてございます。引き続き、適切に対応するよう要請していきたいと考えてございます。

そして、三つ目の事業者による十分な影響低減がなされず、住民の理解と合意が得られない場合には計画を進めるべきではないと提言することについては、市長答弁でも「今後、住民等の理解が得られているとは言い難い状況にある場合、あるいは環境保全や眺望景観上の影響が大きいと判断した場合は、事業計画を是認できない可能性があり得る旨」を述べてございます。

これから予定されております準備書が提示された段階で、内容を精査しまして、特にフォトモンタージュなどにおいて風車の設置が本市の貴重な観光資源となります眺望景観に与える影響など、それから住民説明会の様子など、そういったものを確認した上で、市として必要な意見を述べていきたいと考えてございます。

○丸山委員

最後に少し言っておきたかったのは、事業者がフォトモンタージュを提示しての調査を1か月半ぐらいやっているかと思います。235名に聞き取りをしているということですが、5年間の入山者の推計とは言いますが、1万人ほどいるということですので、もう少し事業者の調査のほうも規模を大きくしてやっていただきたいと思われました。その点についても、何か機会があれば、事業者の方に求めていただきたいということをお願いをしまして、次の質問に行きます。

◎ふれあいパスについて

ふれあいパスについて、今年度から制度変更になりました。1人が購入できるバス回数券に上限を設けました。利用数を見込むのは、いろいろ大変だったのかと思いますが、今回、足りなそうだとということで補正予算が組まれた。

予算については、通常多めに見積もって予算立てをするものだと私は理解しているのですが、今回足りなくなつたということについては、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

まず、今年度のふれあいパスの当初予算の積算につきましては、令和2年度当初予算の年間販売冊数約18万冊に、平成26年度の実績調査により把握した回数券の総購入冊数のうち12冊を上限とした場合の割合60.68%を乗じて算出したものでございます。

今回、回数券の冊数が増えておりますが、その理由といたしましては、3点要因があると考えてございます。

一つ目は、本年度から70歳到達者に対して案内はがきを郵送したことにより、70歳の交付率が前年度に比べ16.5ポイント以上上がったこと。二つ目は、制度変更の周知等によりふれあいパスが再認知され、71歳から79歳の新規交付者が前年度に比べ2.9ポイント上がったこと。三つ目は、今年度はふれあいパスをお持ちの方全員に郵送したことにより、利用者の掘り起こしになったこと。これらが要因となりまして、回数券冊数が増えたと考えてございます。

○丸山委員

今、予想よりも利用が増えて、補正予算を組むということになった理由を三つ上げていただきました。

制度改正前までの周知不足があったのか、回数券を投入するだけでよくなり、使いやすくなったのかとも思うわけですが、利用制限を設けても、なおこの利用が予想よりも増えたということで、市民にとってはやはりとても助かる制度なのではないかということが分かります。

それで、先日12月9日の予算特別委員会で高木委員の質問、高齢者の運転免許証返納について取り上げられていらっしゃいましたが、昨年と今年の運転免許証の返納数について紹介していただけますか。

○（生活環境）次長

小樽警察署にお聞きしましたところ、65歳以上の運転免許証の返納数ですが、令和2年で410件、令和3年で10月31日現在ですけれども、346件になっているとのことであります。

○丸山委員

今年も多分400超えるぐらいかということで、400ちょっとぐらいの数の返納数だというふうに分かります。

それで、返納者に対して何か市の移動の補助があるのかとかお聞きしていたと思うのですが、ふれあいパスはありながら、ただ利用制限があるというのでなかなか思うような扱いはできないということも答弁されました。あと、民間商業施設等で免許を返納したという証明書を提示して、いろいろサービスがありますよというふうに紹介されていたので、少し見てみたのですが、商業施設のサービスを利用することを促進するものであって、移動について補助するような内容ではなかったのです。

ということで、なかなか免許証を返納した後の高齢者の移動について支援をしていくものは見当たらない。高齢

者の免許返納は、ここ何年間かは増えていくと、減ってはいかないと思うのです。そういったところを見ると、このふれあいパス制度を以前の制度に戻してはどうかと思うのですけれども、お考えを聞かせてください。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

今回行っております冊数制限は今年度から実施したものでございまして、やはり年度を通して回数券の購入状況の検証が必要であることから、現時点で戻すことは考えてございません。

○丸山委員

私の周りでも影響が大きいのです。私のほうでもこれは注視して見ていきたいと思いますが、いずれにしても前の制度に戻すか、あるいは上限を増やすか、そういったことを求めておきたいと思います。

◎別居後の面会交流について

次の質問に行きます。

別居後の面会交流について、確認しておきたいことがありまして、質問させていただきます。

日本の離婚率は今3割を超えるということです。子供がいる夫婦が離婚するケースもあると、当然です。その後の子供との関わり方が問題となります。

先日の予算特別委員会で松岩委員も夫婦の別居、あるいは離婚した場合の面会交流について質問していらっしゃいました。

まず、面会交流の目的について、どのように考えるかお聞かせください。

○（こども未来）こども家庭課長

面会交流は、子供がどちらかの親からも大切にされているということを実感し、安心感や自信を持つなど子供の福祉を目的としているものであり、子供の利益を最も優先していかなければならないと考えております。

○丸山委員

離婚後、あるいは離婚協議中であっても別居している子供と面会交流がかなわずに、夫婦間、あるいは元夫婦間で話し合いができない場合、これは家庭裁判所において調停、あるいはその後の審判もありますが、これを申し立てることができるかと理解していますけれども、この理解でよろしいですか。

○（こども未来）こども家庭課長

そのように理解しております。

○丸山委員

面会交流ができない場合には家庭裁判所で話し合いをして、調停員がいますけれども、そういった方の下で今後の面会交流について取決めをしていく、こういった制度があるということなのです。

厚生労働省から2016年度に全国ひとり親世帯等調査というのがあるのですが、離婚によるひとり親世帯の面会交流の状況についてこの中からお聞きしたいと思います。

面会交流の取決めをしている割合について、母子世帯、父子世帯別にお答えください。

○（こども未来）こども家庭課長

面会交流の取決めをしているとの回答は、母子世帯で24.1%、父子世帯で27.3%となっております。

○丸山委員

面会交流の取決めをしているのは3割程度になっています。

取決めをしていない場合の理由はいろいろあるのですけれども、その中で取決めをしていなくても、面会交流はできると答えている割合を同様にお答えください。

○（こども未来）こども家庭課長

取決めをしていない理由として、取決めをしなくても交流できると回答している割合は、母子世帯で18.9%、父子世帯で29.1%となっております。

○丸山委員

そして、この調査の段階でですが、現在、実際に面会交流をしている割合はどのぐらいになりますか。

○（こども未来）こども家庭課長

その時点で面会交流を行っているという回答した割合は、母子世帯で29.8%、父子世帯で45.5%となっております。

○丸山委員

この数字をどのように評価するかは、それぞれだとは思いますが、母子家庭の約3割、父子家庭では約半数が何らかの形で面会交流をしているという調査結果になっています。

最後に、現在、面会交流を実施していない理由についても聞いています。その中で、子供が会いたがらないとしている割合をお答えください。

○（こども未来）こども家庭課長

面会交流を実施していない理由として、子供が会いたがらないと回答している割合は、母子世帯で9.8%、父子世帯で14.6%となっております。

○丸山委員

子供の年齢、いろいろあると思いますので、その理由についても様々だとは思いますが、何らかの理由で子供自身が別居している保護者と会いたがらないケースもあると。母子家庭で9.8%、10人に1人、父子家庭で14.6%、7人に1人。

これとは別に、この調査の中で、別居している親に暴力などの問題行動があつて面会交流しないという理由も上げられておまして、母子家庭が1.2%、父子家庭では1.3%というのも紹介しておきたいと思います。子供にしてみれば、親の別離というのは現在の生活から、場合によっては未来にもわたって生活の基盤が揺らぐことなのです。別れてもパパだからとか、別れてもママだからとか、そんな生易しいものではないと思います。そういうケースもあると思います。よほど、婚姻関係にある頃から夫婦関係とは別に子供を最優先にしていたケースであれば、これは婚姻後も、別居後も子供との面会交流がスムーズに行くケースもあるとは思いますが、面会交流の目的は、とにかく子供の利益最優先でお願いしたいと思います。

市として、できることとできないことがあるとは思いますが、子供の利益を最優先として、市としての対応を、私はお願いしたいと思うのですが、見解をお願いします。

○（こども未来）こども家庭課長

面会交流は、子供のためのものであり、子供の気持ちが最優先されなくてはならないものです。個々の状況に合わせて、何が子供の幸せなのかを慎重に見極め、子供にとって最善の利益となるよう努めてまいります。

○丸山委員

よろしく申し上げます。

◎パートナーシップ制度の導入について

最後の質問になります。パートナーシップ認定制度の導入について日本共産党は求めてまいりました。

今年の第2回定例会で日本共産党高野議員の質問がありましたけれども、その際の市長の答弁の内容を紹介していただけますか。

○（生活環境）男女共同参画課長

本年、第2回定例会での共産党高野議員の一般質問に対し、市長は、「パートナーシップ制度の導入につきましては、全国的に導入する自治体が少しずつ増えつつあることは認識しておりますが、制度を導入した自治体でも依然として性的マイノリティーへの理解が進んでいないということも聞いております。パートナーシップ制度の導入には、社会全体の理解の浸透が不可欠であると認識しておりますので、引き続き、性の多様性を認めた上で、それを理解して尊重する意識が高まるよう市民の皆さんへの意識啓発に努めてまいりたいと考えております」と答弁し

ております。

○丸山委員

答弁にもありましたように、どんどん広がっております。先日の新聞でも、東京都でも来年度からパートナーシップ制度導入の検討を始めると。もし、東京都で導入となりますと、日本の人口の半分がこのパートナーシップ認定制度でカバーされることになるということです。こういった動きがどんどん広がっております。

今、紹介していただいて市長の答弁を踏まえて、市として取り組んでいることがありますでしょうか、お答えください。

○（生活環境）男女共同参画課長

本市では、市民周知として、これまでも広報おたるや男女共同参画情報誌「ばるねっと」で用語の解説や理解促進の記事を掲載しているほか、市のホームページに関連記事を掲載し、市民の皆さんへの周知、啓発を行ってきており、本年9月の広報おたるに「多様な性の在り方への理解を」という記事を掲載したほか、男女共同参画情報誌にも関係記事を掲載したいと考えております。

今年度は、来年2月に性的マイノリティーに関連したテーマで男女共同参画セミナーを開催し、市民の皆さんの理解を深めるきっかけにしたいと思っております。

また、令和5年度を始期とする男女共同参画基本計画策定の資料として活用するために、本年11月に実施した男女共同参画に関する意識調査の調査項目に性的マイノリティーについての質問を設け、市民の皆さんの意識を調査したところです。

○丸山委員

積極的に周知をしていただいて、市民の理解を深める、そういった取組がされていると思います。2月に行われるイベントも期待するところですし、今言っていた男女共同参画に関する市民意識調査は10年前にやったものをまた今回行うということで、10年前には性的マイノリティーについての設問はなかったものが今回は入ってきたということで、何と申しますか、隔世の感と申しますか、を感じるところです。

ただ、啓発をして市民の理解を得ることを待ってパートナーシップ制度の導入に取り組むというような答弁、姿勢だったかと思ひまして、その辺りは私としては少し不満なのです。

この問題は、少数者の人権をどのように守っていくかという問題だと思っています。いろいろところで、この性的少数者の権利が守られていないということが報道もされている。その中で、このパートナーシップ認定制度、実際にはこの中身について様々な内容がある、パートナーシップ認定制度と一律のものがあるわけではないということをお先にお勉強しまして、小樽市も導入についての研究という形で検討を始めたかどうかと思うのですが、最後にお考えをお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

パートナーシップ制度の導入につきましては、これまでも申し上げてきましたが、導入については社会全体の理解が不可欠だという認識は変わっておりませんので、引き続き、意識啓発に努めてまいりたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時46分

再開 午後3時07分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。
公明党に移します。

○高橋（克幸）委員

◎陳情第28号（仮称）北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方について

それでは、初めに陳情第28号の風力発電に関連して質問をいたします。

まず、この（仮称）北海道小樽余市風力発電所についてですけれども、この概要について、事業者、事業の規模、事業の実施区域、予定されている風車の数が分かりましたらお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

まず、事業者名につきましては、双日株式会社でございます。

規模につきましては、最大11万6,100キロワットということで、風車の数でいきまして、最大で27基ということになってございます。

地域につきましては、小樽市と余市町の行政界付近でございます。

○高橋（克幸）委員

それで、環境影響評価法に基づく手続が今行われていると認識しておりますけれども、この基づいている法律、環境影響評価法とはどういうものなのか、簡単に説明をお願いします。

○（生活環境）環境課長

発電所、それから例えば道路や空港といいました巨大施設を造る場合に、事業の内容を決めるに当たりまして、それが環境にどのような影響を及ぼすかにつきまして、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して一般の方々、それから地方公共団体などから意見を聞き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画をつくり上げていこうという制度でございます。

○高橋（克幸）委員

それで、先ほど言ったように、環境影響評価法による手続が行われているわけですが、どういうフローで行われていくのか、手続の手順の説明をお願いします。

○（生活環境）環境課長

環境影響評価法に基づく手続につきましては、大きく4段階に分かれてございます。

第1段階としましては、配慮書の手続。これは主に事業の規模だとか、想定されるものを早い段階で大まかなものを示すものでございます。

第2段階につきましては、方法書の手続です。これは、評価、予測、調査の方法を示すものでございます。

第3段階は準備書の手続でございます。これは、実施、調査した結果を示すものでございます。

そして、第4段階の評価書になりますが、これが最終的な結果の報告ということになってございます。

○高橋（克幸）委員

今、続きの手順を示されましたけれども、その手続についてこれまでの進捗状況、どういう流れで来たのか説明をお願いします。

○（生活環境）環境課長

これまで、環境影響評価法に沿った手続につきましては、まず、配慮書の手続が令和2年4月24日から5月28日にかけて縦覧されてございます。

その後、次の第2段階の手続としまして、令和2年11月17日から令和2年12月17日にかけて、これも縦覧手続をしております。方法書の段階におきましては、説明会の開催が義務づけられております。これにつきましては、令

和2年12月8日に住民説明会を開催されてございます。

今はそれが終わって、次の準備書が来年、縦覧される予定だということを聞いてございます。

○高橋（克幸）委員

それで、今回、陳情が出されているわけですが、先ほどもほかの委員からもありましたが、陳情には三つの項目が記載されております。1と2については理解するところでありまして、3について、少し気になるのです。

読み上げますと、「市は、事業者によって十分な影響低減がなされず、大多数の住民の理解と合意が得られない場合は、事業者に対しこの計画を進めるべきでないことを提言すること」という内容であります。

この判断する内容に記載がされているわけですが、今定例会の一般質問で高橋龍議員が質問されていたわけですが、その市長答弁の中にも判断の内容について答弁されていた内容がありましたので、そこを少し読み上げていただきたいと思っております。

○（生活環境）環境課長

令和3年第4回定例会一般質問におきまして、立憲・市民連合、高橋龍議員への市長答弁でございますが、「北海道知事への意見につきましては、これまで当該事業計画の環境影響評価法に基づく配慮書と方法書に対する意見を北海道へ提出しております。その内容は、事業者に対し自然環境や住環境への影響など、14の項目について適切な調査や対応を求めるとともに、今後、住民等の理解が得られているとは言い難い状況にある場合、あるいは環境保全や眺望景観上の影響が大きいと判断した場合は、事業計画を是認できない可能性があり得る旨を述べているものであります」と答弁してございます。

○高橋（克幸）委員

そうですね。先ほどの陳情書の判断の内容と、それから市長が答弁された判断の内容については相違があるわけですが、大きなところは、やはり量的な判断については、市長は答弁されていないということになるかと思っております。

この量的な判断ですが、市としては、先ほど言ったように量的判断は示されておりませんが、仮にこのような判断が求められた場合はどのように考えられますか。

○（生活環境）環境課長

準備書が示された今の段階で内容を精査し、フォトモンタージュ、それから説明会の様子を基に、そういったもので総合的に判断したいというふうにご覧いただきまして、今、明確に申し上げるのは、少し難しい状況でございます。

○高橋（克幸）委員

そうですね。私も難しいと思っております。

ただ、自然の中にこういう人工物を造るわけですから、当然、自然環境への影響だとか、景観への影響は非常に懸念する部分だと、私どもも認識しております。

ただ、北海道内でもいろいろと風力発電所事業計画がなされて、北海道知事の意見書を何か所か見させていただきましたけれども、それぞれの計画に違う意見書が出されているわけで、条件の厳しいところ、それから、そうでもないようなところ、それぞれの意見書があるわけです。

厳しい内容とすれば、私が確認したところによると、猿払村と浜頓別町の事業計画が内容的に結構踏み込んであります。学術的な見知、専門的な見知から総合的な判断をされていると思っておりますけれども、結論から言いますと、事業計画を抜本的に見直すことというかなり踏み込んだ内容のものがありました。

特殊な地域だというのは、これを読めば分かるのですけれども、厳しい内容だと思ったのは、いろいろな生物だとか、動物だとかが生きている中で、生息環境に対して重大で回復困難な影響を及ぼすこととなるおそれが極めて高いという判断をされているわけです。だから抜本的な見直しをという話になるわけですが、

我々は、専門的な知見もないですし、学術的な判断もできないわけで、それは北海道知事といろいろな意見を交わすときに、もしくはいろいろな調査をされているときに、そういう根拠となるものが出てくるかと思しますので、先ほどお話があったように判断がなかなか難しいと、私どもも思いますけれども、今後、事業者のいろいろな情報の確認だとか、議会議論がこれから必要かと思っておりますので、これについては、今後、またいろいろと質問させていただきたいと思っております。

◎小樽市災害廃棄物処理計画（案）について

次に、小樽市災害廃棄物処理計画（案）についてです。

気になっているのが、仮置場の設定、考え方ですね、そういうふうに思います。

この計画案によると、一定程度の発生量が出るというふうに想定されて試算をされているわけですが、どのぐらいの量が想定されているのかお聞かせください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

今回の計画の中で発生が予想されております災害廃棄物の量でございますが、まず、災害に起因するものとして4万7,570トン、避難所のごみとして1日当たり2.5トン、それから仮設トイレから1日当たり約6,400リットルが想定されてございます。

○高橋（克幸）委員

それで、先ほども説明あったように、仮置場を設定しておかなければならないということで、全体として約4万7,000トン、かなりの量の仮置場を造らなければならないということを考えると、東西に非常に長いわけですから、この山坂の多い小樽でそれなりの平らな場所を選定して、公有地、民有地を探さなければならないと思うのですが、基本的にはどういうことを考えて、まず一般的に設定すると考えていますか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

今回の仮置場についてでございますが、当然、災害廃棄物の一時保管所というような性格を有しているところでございます。そのために、当然、今、委員おっしゃったように、面積的に広いという要素は確かにございます。ただ、それ以外にも行政背景としての整合性だったり、自然環境だったり、防災の面だったり、それから冬場ですと搬入搬出のルート、それから今おっしゃったように地形的に冬ですと登れる登れない、あとは実際の被災の状況、こういったものも加味した上で選定を進めていくというような形になるかと思っております。

○高橋（克幸）委員

恐らく地域差が出てくると思しますので、満遍なくというのはなかなか難しいのでしょうかけれども、小樽市の全体の中で偏るという話にはならないと思っております。例えばそれぞれの地域に1,000平方メートル以上のものが何か所ずつ必要なのかとか、そういう計算になってくるのかと思うのですが、その辺は単純にはいかないと思うのですが、基本的な考え方をもう一度確認させてください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

先ほどの答弁の中でも上げさせていただきましたけれども、やはり被災状況というのがまず一番先に立ってくるような形で、その仮置場の場所を決めるというような形になってまいります。

ただ、その前の候補地の選定に当たりましては、今おっしゃったように広さというものが一要因にはなりますけれども、ただ、小樽市内で広いところといいますと、言い方は悪いのですが、学校のグラウンドとか、それから公園とかが一番先に頭に浮かんでくるところでございます。学校ですと避難所になったりという形もございます。避難所のすぐ横で廃棄物を堆積していいかどうかというような面もございまして、そういった面も含めながら、可能な限りと言ったら変なのですけれども、選定を進めてまいりたいというふうには考えてございます。

○高橋（克幸）委員

少し質問の仕方が悪かったかと思うのですが、基本的な考え方として、例えば大きい町内会とか、町

内会単位、もしくは連合町会単位で約4万7,000トンの災害廃棄物を処理するためにその災害の状況とか、その発生状況だとか、場所によって違うのだというのは、それはよく理解できます。

ただ、どこで起きてても、どういう状況であっても最低限小樽市内で連合町会単位には1,000平方メートル、2,000平方メートル程度のものがずっとあるのだと、そこを使う、使わないは別として、それは確保しなければならないのかという考え方で私はいたのですけれども、それは違うのですか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

今、委員がおっしゃったように、実際、仮置場に留置するといいますか、運び込むといいますか、そのことを考えますと、実際に被災された市民の皆様のことを考えますと、連合町会単位とか、身近なところに一定程度のものがあるというのが一番理想かとは思いますが。

ただ、実際に選定作業を今後詰めていく段階の中で必ずしもできるかどうかというのはまだ分からない状態ですので断言はできませんけれども、できる限り候補地は多く選定しようとは思ってございます。ですから、そういった中の候補地で、候補地の中でも先ほど言ったような条件の中で実際に使っていくものを順位づけというか、そういうのも含めて選定をしていきたいというふうに考えてございます。

○高橋（克幸）委員

これからの話なのであまり具体的なお話はできないかと思うのですけれども、もう1点その設定するときには気になったのが、どんどん災害ごみを集積する場所、それからこれを一時的に処理する一次仮置場、それを今度、分別していく二次仮置場、中間施設みたいなものが必要だというふうに書かれております。

そうすると、単純に仮置場だけではなくて、それを処理する一定程度の土地が必要なわけです。そうすると、単純に一定程度の面積をそれぞれに確保するという、それから先にその分別を、もしくは次の段階に処理しなければならないという考え方で複合的にその選定してかなければならないと理解したのですけれども、それはそういう理解でよろしいですか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

今回のこの計画というものも一定程度悪い状況と言ったら変なのですけれども、そういったところを想定してこの一次、二次というような形をつくらせていただいております。

ですので、場合によっては当然一次だけで済むような場合、それから皆さんで御協力いただいてきちんとした分別等があれば、実際運び込むという作業だけであれば二次が要らないかということにもなりますので、その辺のところは状況を見てからという形になりますが、できる限り一次仮置場で済ませられるような形で動いていけるようにというのは一番いい形ですので、それを念頭に置いてやっていければというふうには考えてございます。ただ、実際にはそれで済まない場合も往々にしてございますので、今この計画の中では二次仮置場までという形で考えて設定してございます。

それは、先ほどお話ししました仮置場の候補地のところで、順位の低いようなところとか、そういうものも含めながら選定をしていければというふうに考えてございます。

○高橋（克幸）委員

もう少し進んだ具体的な計画がないと、これ以上、議論は進まないと思いますので、また、そのときにお話しさせていただきますけれども、いずれにしても災害はいつやって来るか分かりませんので、早期に準備していただければありがたいと思いますので、よろしく願います。

◎小樽市内における新型コロナウイルス感染症発生状況について

それでは、新型コロナウイルス感染症に関連して何点かお聞きします。

先ほど報告いただきました発生状況ですけれども、感染者の推移の週合計のグラフがずっと出ておりました。今は小樽は非常に落ち着いている状況というか、ほとんどゼロに近い状況かと思えます。

ずっと減少してきているわけですが、保健所としてこの減少してきた要因はどのようなふうに分えられているのかをお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

新規陽性者数が減ってきたことの要因としまして、様々まだ分からないこともございますけれども、保健所としては2点、これではないかということはお思っておりまして、1点目は、まずワクチンの接種率ということで、全体で見ると1回目、2回目、対象者数で見ますと85%を超えてきておりますので、この接種率が大きく影響しているのではないかと。あとは、いろいろな場面で市民の皆様へ感染対策をお願いしてきまして、本当に基本的なことなのですが、それを繰り返しお伝えすることで、少し定着してきて、感染者数を抑えているというようにあるかと思っております。

○高橋（克幸）委員

そうですね。私も素人ながら、やはりワクチンなのかと思うのと、このマスク、それから消毒がやはり大きいのかと感じております。

それとともに、かかりつけの医師と少しお話をさせていただいた点があるのですが、昨年も同様だったようですが、インフルエンザが少ないのだという状況で、やはり感染対策が徹底されてきているというのが大きいのだらうとその医師はおっしゃっていたわけですが、もし分かりましたら結構なのですが、インフルエンザの状況が分かりましたらお聞かせいただけますか。

○（保健所）健康増進課長

インフルエンザの発生状況ということで御説明を申し上げます。

定点といって、インフルエンザ全数報告ではないのですが、令和2年においては3月に報告があったのが最後で、その後ずっと定点報告ゼロのまま来ておりまして、現時点でも定点報告はございません。ゼロで経過してございます。

○高橋（克幸）委員

やはり感染対策なのかと感じます。

新型コロナウイルス感染症に話を戻しますけれども、一つ気になっているのが、マスコミ報道でも言われていますが、年末に向かってどうしてもやはり人流が増える。今まで、なかなかまちに出て飲み歩きできなかった、そういう状況を少し緩和しよう、もしくはやっ払いこう、お店側も当然対策をやっているのでも来てほしいという流れがどうしても出てくるのは、これはやむを得ないと思います。

これについて問題になるのは、拡大していくという懸念と、その対策がどう進めていくかということだと思っておりますけれども、現時点での保健所としてのこの辺の考え方についてお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

この年末にかけて、冬にかけての感染拡大を抑制するというのは、本当に大切なこととございまして、保健所としての見解といいますか、全世界的にも変異株オミクロンのことが非常に大きいかというふうには思っております。

こちらの動きを監視といいますか、注意深く見てきてはいるのですが、それを踏まえて3点ほど保健所としての備えといいますか、これからの行動といいますか、ありまして、まず1点目としまして、先ほどもお伝えしたのですが、やはり基本的な感染対策の徹底を年末にかけても改めて市民の皆様へお願いをしたいということで、市のホームページにもその辺りは載せているのですが、1月の広報おたるに冬の感染対策ということで、どうしても今まで会わないような人と会ってということもございまして、その辺りの啓発を行っております。

2点目といたしまして、やはり変異株のスクリーニングがどうしても必要になってきますので、報告事項でもあったとおり、12月2日から変異株スクリーニング検査ということで、国の通知に基づいてデルタ株スクリーニングを始めており、こちらは陽性者についてデルタ株をやっ払い陰性であれば北海道立衛生研究所でゲノム解析を行うと

ということで、そういうような監視体制を引いているということ。

あと3点目は、オミクロン株がどこまで広がっていったら、どこまで重症化になっていくかというのは今の時点で本当に分かりませんので、これに備えて、やはり医療体制の体制づくりというのを、小樽はかなり進んでいるほうだとは思いますが、改めてやっていくということで、来週、医療機関と保健所で、年末に向けた感染対策と医療体制の確認で協議会を開く予定でございます。

○高橋（克幸）委員

先ほども申し上げましたけれども、やはり年末に向けて帰省したり、旅行に行ったりということで、人の動きが相当あるかと思えます。人の動きによってウイルスも一緒についてくるわけですから予測できないというのがよく理解できる場所ですけれども、今お話にあったように体制を整えていくのがすごく大事になってきますので、これからお忙しくなるかもしれませんが、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎敷地内薬局の設置について

次に、敷地内薬局の設置についてということで、先ほども質問が出ましたけれども、なるべくダブらないように確認をさせてほしいと思ひます。

確認したかったのは、賃貸借契約についてです。説明では、20年程度の賃貸借契約を締結するとありましたけれども、通常、定期賃貸借契約というのは結構長い期間を設定するのが普通でして、通常であれば40年、50年、目いっぱい50年というのがほとんどかと思ひておりますが、なぜ20年に設定したのかお聞かせください。

○（病院）事務課長

病院としましては、築後約20年といひますと、病院は築後約30年程度たつものですから、改修のことも考えなければならぬ。その改修の検討が、敷地内薬局があることで足かせにならないようにということで20年と設定したものです。

○高橋（克幸）委員

この20年というのは、延長もありということではいひのでしょうか。

○（病院）事務課長

この20年につきましても、業者との協議にはなりますけれども、延長は可能ということで考えております。

○高橋（克幸）委員

次に、負担ですけれども、先ほど説明があったように、当院が得る賃貸料、それから当院が支払う賃借料で実質負担はないのだということ想定をされたようですが、プロポーザルの前ですので具体的な数字は結構ですけれども、こういう試算をした根拠といひますか、お話しできる範囲で結構なのですが、実質負担はないのだというふうになったのはどういうことなのかお聞かせください。

○（病院）事務課長

質問にもありましたが、プロポーザルで提案していくことなので、今、もう申し上げることはできませんけれども、病院局としても想定している金額はないのですが、実際に実施している事例では実質負担がないというような事例がありますので、当院としても負担のないような形でできるのではないかと考えております。

○高橋（克幸）委員

それから、選定方法の中の選定委員ですけれども、この委員数6名の中に市役所1名となっておりますが、これはどういう方を想定されておりますか。

○（病院）事務課長

当院の新築に携わった建設部の職員を委員に入れております。

○高橋（克幸）委員

次に、当院が想定する建設の概要ということで、先ほども質問がありましたけれども、「当院の課題解決が図られ、

情報発信など地域にとって有益な機能を有する施設」という非常に分かりづらい内容になっておりました。先ほども説明ありましたが、これは何を言っているのか、説明をお願いします。

○（病院）事務課長

地域にとって有益な提案といえますか、これにつきましては、無菌調剤処理としてクリーンルームやクリーンベンチを設置する場合、それが地域の薬局等の共同利用であったり、地域の薬局から薬剤在庫の確認や提供依頼があった場合の対応、それと災害時における提案とか、地域医療向上に資する提案、そのほかについては研修会の実施とか、そういうことを想定しております。

○高橋（克幸）委員

これはなかなか分かりづらい表現なので、この表現方法をもっと変えたほうがいいのではないかと、私は思いません。

次に、薬剤師会との協議ですけれども、先ほどもありましたのでダブらないようにしますが、1点だけ、いろいろな要望だとか、意見だとかありましたけれども、この内容についてはハードルとして全てクリアできるという状況で考えているのかどうか、これだけ確認させてください。

○（病院）事務課長

薬剤師会からの要望につきましては、クリアできる課題ということで考えております。

○高橋（克幸）委員

今後も報告があるかと思しますので、また質問させていただきたいと思えます。

◎ゼロカーボンシティについて

最後になりますけれども、ゼロカーボンシティについて伺いたいと思えます。

本年5月に市長が宣言されて、ゼロカーボンシティということで進められてきているわけですが、具体的にはこれからかと思えます。

それで、まず自治体として、市として取り組んできた内容に地球温暖化の防止ということで、第1次から第3次まで取り組んできたのは認識しております。まず、これに取り組んできた背景と意義をお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

地球温暖化による気候変動、それから異常気象は、温室効果ガスによる可能性が非常に高いとされておりまして、この問題に対して1997年京都で開催されました気候変動枠組条約第3回締約国会議、COP3と言っておりますのが、において地球温暖化を防止するための国際的な枠組みを定めた京都議定書が採択されました。

その後、各国の削減割合とかあったのですが、2005年に京都議定書が発効され、目標達成が国際的な義務ということになりまして、政府は京都議定書目標達成計画を策定し、対策を推進してきたという経過がございます。

本市においては、国の削減目標に寄与するために地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきまして、平成13年度からスタートする温暖化対策推進実行計画第1次計画、18年度からスタートする第2次計画、それから24年度からスタートする第3次計画を策定し、これまで取り組んできたものでございます。

○高橋（克幸）委員

これについては今後また質問させていただきますけれども、今後の考え方ということで、1点だけ質問したいと思えます。

今度は、市、自治体だけではなくて、企業、個人、要はオール小樽でやっていかなければならないということだと思っておりますので、私は市と、それから企業・団体、個人と大きく三つに分けられるのかと思っております。

今後、考えていただきたいのは、企業でぜひともモデルケースになるような内容をつくっていただければ大変ありがたいと思っております。もう時間がないので、詳しくは議論はしませんけれども、ぜひ、その辺をやはり組織のトップである生活環境部長に動いていただいて、企業、もしくは商工会議所と事前にいろいろな打合せができる

ような体制を取っていただきたいと、私は個人的にお願いしたいのですが、その点を聞いて、質問を終わりたいと思います。

○生活環境部長

高橋克幸委員の御質問ですけれども、当然、脱炭素の取組につきましては、全庁的な取組、全市的な取組、今、言った企業との関係も出てくることも考えられますので、今後進める中でそういった場面が出てきた場合には、今、委員の御意見にあったようなことも取り組んでいきたいというふうには考えてございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○高橋（龍）委員

◎自宅療養について

まず、新型コロナウイルス感染症に関連して質問をさせていただきます。

一つ目、自宅療養についてです。

新型コロナウイルス感染症患者に対して、国における方針であります重症患者及び重症化リスクの高い方以外は自宅療養をするという点に関して、本市の状況を確認するためにも質問をさせていただきたいと思います。

まず、入院できるとみなされる重症患者、重症化リスクの高い方というのは、どのような状況の方なのかという定義について御説明をいただきたいと思います。

○（保健所）柴田主幹

入院治療が必要であると判断される方につきましては、65歳以上の方や妊婦、呼吸器疾患、腎臓疾患、糖尿病などの基礎疾患を有する方のほか、激しい呼吸器症状ですとか、酸素飽和度の低下などが見られる方が対象となります。

また、重症化リスクの高い方の例としましては、糖尿病や高血圧、肺疾患などをお持ちの方や肥満の方などを上げることができます。

○高橋（龍）委員

次に伺いますが、自宅療養に対する方針として国から示されたのはいつであったのか。

また、その内容についても補足がありましたらお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○（保健所）柴田主幹

患者の療養に関する国の指針といたしましては、令和3年8月3日付で現下の感染拡大を踏まえた患者療養の考え方について（要請）というものが示されておりまして、患者が急増している地域における入院治療につきましては、重症患者や中等症以下の患者の中で特に重症化リスクの高い患者に重点化しまして、入院をさせる必要がある患者以外は自宅療養を基本とすることとされております。

○高橋（龍）委員

次に伺います。人口規模や人口密度は地域によって違いますし、クラスターなどによって感染拡大が起きている時期など、患者数等流動的であったものと認識していますけれども、本市においてその病床数が逼迫していると捉えられる期間はありましたでしょうか。

○（保健所）柴田主幹

病床数が逼迫していた時期といたしましては、今年1月から2月にかけては、受入病床数がまだ確保できていなかった頃にクラスターが多発しまして、病床が逼迫したという時期もございましたが、その後、病床を確保できた第4波や第5波の頃につきましては、入院が必要な方は全て入院できていたものと考えてございます。

○高橋（龍）委員

安心いたしました。他市で見られるように入院がなかなかできない、言い方は悪いですが、自宅療養でずっと放置をされている、そういった方が本市においてはいらっしやらなかったのかというふうには思いますが、自宅療養の患者の方に関して、本市においての対応は、先ほど申し上げたような国の方針と同様であったのかどうかという点に関してお聞きします。

○（保健所）柴田主幹

国の指針では、東京都などの感染者が多発している地域の対応でございまして、本市の感染状況や病床の状況は、それほど逼迫していたわけではございませんので、子供の養育ですとか、親の介護などやむを得ない事情があった場合に自宅療養としておりました。

○高橋（龍）委員

都市部とは、やはり少し違いがあるのかとは思いますが。

国の方針よりも柔軟に、つまり中等症以下の方を入院させるとした場合に、北海道あるいは国からの指導であるとか、ペナルティーのようなものは存在しているのでしょうか。

○（保健所）柴田主幹

地域の実情に応じまして療養先を決定しておりますので、国や道からの指摘やペナルティーというものはありません。

○高橋（龍）委員

ということは、地域の医師の判断によって、軽い症状であっても重症化のリスクが高くて入院が必要とされる場合には入院をさせても何ら問題がないということで確認をさせていただきました。

次に伺いたいのは、これまで本市において自宅療養の方の症状が急変して、重症化したり、あるいは命を落としたなどというケースは存在しますか。

○（保健所）柴田主幹

自宅療養中の方につきましては、日々健康観察をしておりますので、自宅療養中に急変して症状が悪化した場合につきましては、全て入院対応ができておまして、御自宅でお亡くなりになられるようなケースはございません。

○高橋（龍）委員

適宜御対応いただいたということですね。

次に伺うのが、入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする方針を撤回するとした場合に、本市の状況として具体的な対応はどう変わるのかお聞かせいただきたいと思っております。また、その際に起こるデメリット等ございましたら、どのようなことなのかお示しいただけますでしょうか。

○（保健所）柴田主幹

本市におきましては、こうした国の方針を適用するような感染状況とはなっておりませんので、これまでと同様に感染者の個々の状況を的確に把握した上で入院や宿泊療養、自宅療養といった療養先の調整を行ってまいります。ですから、対応としては変わりはありません。また、デメリットもないものと考えてございます。

○高橋（龍）委員

◎ワクチンのブースター接種について

では、次に、ワクチンのブースター接種に関してです。

国は2回目の接種から原則8か月経過した方へ、ブースター接種を行うとしていたのを、急遽2か月前倒しすることが可能ということで報じられていました。現在、市としても新型コロナウイルスワクチン接種対策本部で対応を急いでいるものと認識しています。

この2か月の前倒しができる対象者について、クラスターが発生した病院、高齢者施設の利用者や職員、加えて同じ保健所管内の病院、施設でクラスターが複数起きた場合は、管内の他の病院の職員もその対象になるということです。

これを小樽市に当てはめると、保健所設置市であることから、この同じ保健所管内という表現は小樽市内という捉えでよろしいのでしょうか。あるいは後志管内ということなのか、いずれに当たるのかお答えいただきたいと思います。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

委員がおっしゃいますとおり、小樽市につきましては小樽市内ということになります。

○高橋（龍）委員

次に伺います。

6か月に期間を短縮する場合に、対象範囲や人数などについて接種計画をつくらなくてはならないということをお伺いしました。この接種計画に関して、本市における状況を御説明いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

6か月に短縮する場合の接種計画につきましては、11月17日の国のウェブ会議の中で、まずは国に相談してほしいという説明を受けておきまして、国に直接相談した上でその指示に従い必要な書類を提出するものと考えております。国からは、提出する書類の中の計画ですとかのひな形については、現在のところ示されておきません。

○高橋（龍）委員

まずは、国に相談をするということですね。

そのほか、2か月前倒しするに当たって、原則8か月ということで進めてきたことと変更しなければいけない点があればお示しいただきたいと思うのですが、こちらはいかがでしょうか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

2か月前倒しする場合につきましては、まず、国では、ワクチンにつきましては全国民を前倒しするまでの量は確保できていないというようなこともおっしゃっており、国では前倒した場合、ワクチンにつきましてはモデルナ社製を使用するとニュースなどでは聞いております。まずは小樽市におきましては、モデルナワクチン用の冷凍庫がございませんので、現在、北海道に冷凍庫の確保について要望を出しております。

また、モデルナワクチンにつきましては、計画が変更なければ1月24日の週からモデルナが小樽市におきましても配分がされるようなことも伺っておりますが、いずれにいたしましてもモデルナワクチンを使用するに当たってはそういう基盤整備的なこと、また接種体制をどうするかということ、あとはどの程度前倒しできるかによりまして、現在、補正予算も上程しておりますけれども、財源確保というところで、今の予算の中で足りるのかどうかということで、もし不足する場合につきましては、財政課ともよく相談しまして、議員の皆様にもいろいろ御相談、御協力を仰ぐことがあろうかというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

ということは、場合によっては専決処分の必要もあるのかというふうに思いました。

そして、最初の段階ではモデルナを使うということで、ブースター接種において1回目、2回目と違うワクチンを打つことができる、これがいわゆる交差接種、あるいは混合接種と呼ばれると思いますけれども、こちらについてお聞きしたいのですが、本市ではファイザー、モデルナ、それぞれ接種した方がいらっしゃるとは認識していま

す。この交差接種により、職域でモデルナのワクチンを打った方が、今後かかりつけ医などでファイザーのワクチンをブースターとして接種することも可能になる。あるいは、逆にファイザーを打っていた方が、最初モデルナが来るということですから、ファイザーからモデルナに移って接種することも考えられると思います。

これらは、効率化が図られるのかということも一つ考えられるのですが、そういった捉えでよろしいのでしょうか。また、想定される課題など、デメリットの部分でもあればそちらをお示しいただきたいと思います。いかがですか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

ファイザーとモデルナを今後使用することになるかと思いますが、半々程度配分される可能性があります。

まずは接種間違いということで、接種体制をどうするかということもあります。接種量も違いますし、管理も違いますけれども、二つのワクチンを使うということで、接種の間違いがないようにするという事。

あと、1回目、2回目にファイザーを接種をしている市民の方がたくさんおられますので、モデルナのワクチンについての市民の方の御理解ですとか、そういうところも十分得ていかなければいけないというふうに考えております。

また、ファイザーを希望する市民の方がたくさんおられまして、モデルナですとなかなか接種が進まないということもあろうかと思いますが、その辺をどのように対応していくかということが課題になってくるのではないかと、いうふうに考えております。

○高橋（龍）委員

つまり、どちらの会社のものの方がいいと希望される方が出てくるのではないかと、ということだと捉えました。こちらに関しても、この後、国とのやり取りの中で進められていくことと思いますので、そちらもよろしく願いいたします。

◎コロナ禍に起因する社会問題について

次に、コロナ禍に起因する社会問題についてということで項目を起こしておりますが、この新型コロナウイルス感染症の影響は直接的な感染だけではなくて、社会の変化によって様々な問題が引き起こされていることと思います。

この後、五月雨式にといいますか、複数部署にお聞きすることは御容赦いただきたいと思うのですが、まず、一つ目としてDVについてお聞きしたいと思います。

この新型コロナウイルス感染症の影響で、自ら命を絶ってしまう方も増えてしまったと聞いています。大変痛ましいことですが、特に女性の自殺率が高まったというデータも目にいたしました。非正規で働く女性の雇用が失われたことなど経済的な理由であるとか、自粛等によって精神的な負担が増したことなどが要因と分析されてきました。

さらに、厚生労働省の資料によると自死、自殺が増えた原因の一つとして、DVの増加も上げられていました。その厚生労働省のまとめでは、新型コロナウイルス感染症の影響もあってDVの相談件数は著しく増加しているということでしたが、そもそも近年の被害増加を受けて、昨年4月に内閣府がDV相談プラスという窓口を立ち上げています。それ以前は内閣府の男女共同参画局のDV相談ナビというのが既にあったと認識しています。後者のDV相談ナビは、最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながると認識しています。

今申し上げたDV相談プラス、DV相談ナビ、それらの違いについてお示しいただきたいと思います。

あわせて、市の相談窓口の機能との違いもお答えいただきたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

DV相談プラスは、内閣府男女共同参画局が設置している相談機関で、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加、深刻化の懸念を踏まえて、令和2年4月20日から開始した相談窓口で、

電話相談のほかSNSやメールでも相談することができます。

次に、DV相談ナビですが、こちらも内閣府男女共同参画局が従来から設置しているナビダイヤルで、配偶者や恋人などからの暴力、いわゆるDVに悩む方などが短縮ダイヤル、#8008、「はれれば」と言いますが、そちらにかけると最寄りのDV相談機関につながるという制度になっております。

最後に、市のDV相談窓口としては、本市の女性相談室があります。女性相談室は男女共同参画課の中にありまして、女性相談員によりDV相談をはじめ、家庭や夫婦の問題、生活のことなど、女性相談全般を面談と電話で受け付けており、相談の際は相談者の話を丁寧に聞いて、問題を整理し、解決に向けて助言を行っております。

○高橋（龍）委員

また、その二つの窓口、DV相談プラスとDV相談ナビの話ですが、こちらと小樽市との連携体制はどのような形となっているのかお聞きしたいと思います。

相談等の内容が共有されるのか、あるいは情報のデリケートさから示されないのかということと、相談件数としてどうなのか、これが合算されるのか否かということに関してお聞きしたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

DV相談ナビ、DV相談プラスともに定期的な情報の共有はなく、相談内容、相談件数とも報告はありません。当課の相談でもそうですが、匿名の方が多く、居住地の選別ができないことも一因かもしれません。

ただし、本市を通じて一時保護などの支援を行う必要がある場合は、最初の相談機関や関係機関を通じて情報の提供がございます。

○高橋（龍）委員

次に移したいのですが、先ほど申し上げたように、全国的に新型コロナウイルス感染症の影響もあってDVの相談件数が増えているということですが、本市ではどうなのかということをお聞きしたいと思います。

本市において、DV相談件数は、コロナ禍以降増加の傾向にあるのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

DVに関しての相談件数は、令和元年度で19件、2年度17件、今年度は11月末で12件と、本市における相談件数の増加は見られません。

○高橋（龍）委員

増加していない、むしろ若干減っているぐらいなのかと思いますが、相談内容の傾向として新型コロナウイルス感染症の影響、感染拡大以降で変化は起きているかどうか、こちらもお聞きしたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

新型コロナウイルス感染症が起因の相談が特に増えているという傾向はなく、相談内容に大きな変化はありません。

ただ、本市としては、DV被害に遭っていることになかなか気づきにくいものであるという特性がありますので、市内の公共施設や商業施設の女子トイレにDVカードを設置し、DVの内容や相談機関の周知を行っているほか、今年度は、期間は短いですが、国の交付金を活用してコロナ禍で孤立、孤独により悩みを抱えながら潜在化する女性に必要な支援を届ける地域女性つながりサポート事業を実施して、DVの悩みを抱えている方などの女性の支援を行っているところです。

○高橋（龍）委員

本市としては増加傾向にない、また、新型コロナウイルス感染症の影響で内容に関しても変化と申しますが、そういったものはあまり見られないということですが、ただ、真相は分かりませんが、内閣府のDV相談ナビ、あるいはDV相談プラスの周知が進んでいることで、本市にお住まいの方の御相談がそちらにいつているというケースもあるのかとも感じました。

いずれにしても、DV被害に遭った女性の離婚、あるいは別居等で生計を立てていくことが必要になったりですか、ほかにもコロナ禍で職を求めている方が多い状況の中で厳しい生活を余儀なくされているという方も実際多く存在しているのかと思います。本市にも、そういう方がいることに対して、今後も支援が望まれるところであると認識しています。

一旦、次の質問に移したいと思うのですが、高齢者の課題についてです。

高齢の分野において、新型コロナウイルス感染症の影響がどうなのかということですが、この間、社会変化によって高齢者にとっても様々な問題は見られます。外出自粛や医療機関の受診控えなどによって身体機能が低下、認知症が進行したり、そして、新型コロナウイルス感染症に罹患して入院した場合、治療によって一旦陰性となって退院しても、その後に起こる問題もあるということです。

例えば、廃用症候群、あるいは生活不活発病と呼ばれるもので、これは病気の療養などで一定期間安静にしていることで身体機能が低下するというものですが、新型コロナウイルス感染症が招く副次的な症状として増えているとも聞いています。

退院後、身体機能の低下により在宅で生活できず、施設に入ることを余儀なくされたり、もともと施設にいた方の場合も入院前の生活のように戻ることができないという状況は本市でも複数見られているのか、把握していることがあればお示しいただけますでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

高齢者の方が新型コロナウイルス感染症になって入院して、陰性になっても入院前のような生活に戻ることができなかったようなことがあったかということについて保健所からお答えいたします。

こちらについては、やはり高齢者がたくさん陽性になったとき、ワクチンがまだ進んでいないときに、結構いらっしやいまして、例えば施設に入っていて陽性になって、その後、入院して、やはり少し入院の期間も延びていましたので、施設に戻らずリハビリのあるような病院に一度転院して治療、後遺症といいますか、リハビリを続けたという方であるとか、あとは自宅にいらっしやって陽性になって入院をして、やはり入院期間が長引いてしましまして、御自宅で1人で生活するのが少し難しくなりました施設に入った方であるとか、リハビリのある病院に、やはり入院をして引き続き治療したということで、そういった方たちについては、高齢者の方がやはり一定数いらっしやったということで把握してございます。

○高橋（龍）委員

そうですね。高齢になると、一旦低下した機能を回復させるのはなかなか容易ではないと思っています。今の廃用症候群だけではなく、家に籠もってしまっていた方などに対してもリハビリ等、ケアが必要なケースが顕在化してきているのかとも思います。

1日8時間以上の座位行動、つまり座っている時間が8時間を超えると死亡リスクが急激に高まるという研究データもありました。例えば、要介護や要支援などの認定を受けて、事業につながっている場合は相談先が明確であります。そうではない方の場合、本人ないし御家族はどこにアプローチするのが適切なのでしょうか、こちらをお答えいただきたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

現在、市では、福祉総合相談室におきまして、高齢者も含めまして、総合的に相談を受け付けております。また、市内4か所に開設しております地域包括支援センターにおきましても、高齢者の総合相談ですとか、介護予防など、高齢者に関する様々な相談を受け付けております。

○高橋（龍）委員

少し角度を変えるのですが、そのような状況にある方は孤立していることも考えられますが、それをある種、掘り起こすためのアウトリーチの方法は、本市において何かありますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

孤立していると思われる高齢者に対するアウトリーチにつきましては、市が直接把握したり、関わりを持っていくということが難しい状況ではありますが、地域包括支援センターでは高齢者の孤立を課題として捉えまして検討している状況もありますので、市としても関係機関と連携して、どのようなことができるのか引き続き検討してまいりたいと考えております。

また、地域見守りネットワークを開設しておりますが、それは地域での高齢者の孤立を防ぎまして、高齢者の異変にいち早く気づくためネットワークを設置しているわけなのですが、今後も町内会ですとか、民生・児童委員ですとかをはじめとする、地域の皆さんと連携を図りながら迅速な情報共有を図ってまいりたいと考えております。

○高橋（龍）委員

さらにそこから派生してお聞きするのですが、御高齢の方の閉じ籠もり、ひきこもりに対しての支援策について、現状及び今後の展開に関して伺いたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

現在、地域で開催されている介護予防教室ですとか、サロン活動などがございまして、一部コロナ禍で閉鎖されておりましたが、感染対策を徹底しながら徐々に再開もされておりますので、広報などを通じまして、まずは周知してまいりたいと考えております。

また、先ほどの繰り返しにもなりますが、地域でのネットワーク等の連携を図りまして、閉じ籠もりがちな高齢者等の情報をいただきながらアウトリーチの検討も含め、必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

○高橋（龍）委員

今、お答えいただいたことですとか、あとは生活する上で不可欠な場所に情報のタッチポイントをつくるというようなイメージで、取組にナッジなどを組み合わせながら行っていただくと、さらに効果を生むのかというふうにも考えますので、様々な展開を考えていただきたいと思います。

次に移します。障害者の就労の課題です。

障害と一口に言っても様々ありますが、やはりここでも新型コロナウイルス感染症の影響はあると聞きます。

本市において、障害者の雇用、就労に関する影響がどのように出ているのかという観点で伺いますが、障害者の就労については、一般就労と作業所での福祉就労がありますが、作業所はさらにA、Bと分けられています。緊急事態宣言などによって、作業所への通所ができないこと、あるいは一般の企業で雇用されていたけれども、打ち切られてしまったなど、こうした事案は全国で起こっているといえます。

本市においては、そうした障害のある方の就労に関してデータ収集及び事業者からの聞き取りなどは行われていますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

本市独自で緊急事態宣言等による影響を受けた障害のある方についてのデータの収集及び事業者からの聞き取りは行ってございません。

○高橋（龍）委員

では、直接の聞き取りではなくても、もし障害のある方の収入等について示していただけるものがあれば、コロナ禍前後でどのように推移しているのかなどを知りたいと思いますが、こちらはいかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

厚生労働省が就労継続支援A型及び就労継続支援B型の事業所を対象に利用者に支払われた工賃等の調査を毎年行っておりますので、その数字でお答えさせていただきたいと思います。

いずれも全国平均の金額になりますけれども、就労継続支援A型の施設におきましては、令和元年度が月額7万8,975円でしたが、2年度は月額7万9,625円となりまして650円の増加となっております。

他方、就労継続支援B型の施設におきましては、令和元年度が月額1万6,369円でしたが、2年度は1万5,776円となりまして593円の減少となっております。

○高橋（龍）委員

次に、障害の種類によっては新型コロナウイルス感染時のリスクが高い方など、収束に至るまで現実的に収入面において厳しい部分があるというふうにも理解していますけれども、コロナ禍で生活が厳しい状況に置かれた障害者の支援の方策として本市としてどのようなことを行っていますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

まず、障害のある方から就職に関する御相談があった場合には、小樽後志地域障がい者就業・生活支援センターひろばを御紹介いたしまして、相談支援につなげております。

また、障害のある方に限定した支援策ではございませんけれども、福祉総合相談室の自立支援グループ「たるさぼ」におきまして、貸付け等を含めましたお仕事ですとか、生活に関する経済的な困り事についての相談をお受けしているところでございます。

○高橋（龍）委員

質問としては最後になりますが、コロナ禍以降、障害福祉の分野で増えている相談について、ここは雇用、就労に限定せず、主なものを例示していただきたいと思っておりますけれども、こちらはいかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

まず、小樽市から障害のある方への相談支援事業を委託しております事業所からの報告書によりますけれども、1点目として、新型コロナウイルス感染症の不安や恐怖から社会参加への拒否や生活リズムが乱れることによる不安に関する相談があるということ。

2点目といたしまして、一般就労者の出勤制限がかかっていたことがあるということ。

3点目といたしまして、求職者の職場実習や新規雇用機会が減少しているということ。

4点目でございますが、就労系の障害福祉サービス事業所が提供する作業の種目や量が減少していること。

最後でございますけれども、学校の臨時休校に伴う放課後等デイサービスなど、障害児の居場所の調整が必要になったことなどが上げられております。

○高橋（龍）委員

以降は質問ではなく、私から少し意見として申し上げたいのですけれども、件数として多くないのかもしれないのですが、今、お示しいただいたもの以外に、例えば視覚障害のある方にとって、飲食店や小売店の休業で目印ならぬ耳印としていた、今、自分がどこにいるのか判断できる、まちの中の音がなくなって、外出が困難になったというお話もお聞きしました。また、視覚障害のある方は、マスクで口の動きが読めなくなって、手話のできない方とはコミュニケーションが難しく疎外感を覚えてしまったとも伺いました。こうしたように、当事者でなければなかなか分からない困難が潜んでいて、その声はまだ拾い切れていない部分もあるのかもしれないと感じます。

昨年、本会議や委員会において、私からも重層的支援体制整備事業に関して質問を行いました。コロナ禍によって、まさにそうした重層的な支援の体制が求められているのではないかと考えています。今後、引き続き、市民の皆さんに寄り添っていただくような形で福祉と施策を展開していただければと申し上げて、私からは終わりたいと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時28分

再開 午後4時49分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○丸山委員

日本共産党を代表して、議案第6号及び議案第7号は可決、陳情第28号、陳情第2号、陳情第3号及び陳情第11号第1項目の1ないし陳情第11号第4項目は採択、陳情第7号は不採択の立場で討論をいたします。

議案第7号です。

国民健康保険制度において子供の均等割保険料を半額とするもので、被保険者世帯の未就学児の均等割保険料を対応しようとするものです。子育て世帯の経済的負担軽減のためと説明されています。そうであるならば、未就学児に限定することについて疑問を感じますが、子育て世帯の負担軽減について一定程度寄与するものとして反対するものではありません。

陳情第28号についてです。

陳情者は、当初この風力発電計画についてもっとよく知りたいと思い、計画について考える会を立ち上げ、環境配慮書などを研究し学習会を開催してきました。計画の内容を知るにつれ、貴重な自然環境が破壊されるのではないかなど懸念すべき課題があるとの思いから、小樽余市の巨大風力発電から自然と生活を守る会を発足し活動されています。

今回の陳情で求めている3点について、いずれの要求も住民理解の上で風力発電計画を進めるという立場に立てば要求すべき事項であると考えことから、陳情第28号は採択を求めます。

以上、各委員の賛同をお願い申し上げ、討論といたします。

○高橋（克幸）委員

公明党を代表し、陳情第28号（仮称）北海道小樽余市風力発電所に関する要望方について、継続審査を主張し討論を行います。

この風力発電所の概要を確認しますと、事業者は双日株式会社、風車は最大27基、事業の規模は最大11万6,100キロワット、事業実施区域は小樽市と余市町であります。

環境影響評価法の手続の順番として、計画段階の配慮書、方法書、準備書、そして評価書となっており、現在は準備書の作成に向けた段階ということでもあります。

環境影響評価法では、事業者及び行政庁が環境に配慮することを目的とする環境影響評価が制度化されており、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施に当たっては、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、環境へ悪影響があるときは、その事業について適正な環境配慮を行うこととされています。これまでの道内の風力発電事業についても、環境影響評価法に基づき、騒音、低周波音、自然環境や景観などの影響について調査等が行われたようであります。その際には、住民等から様々な懸念が示されていたこともあるようでございます。

さて、本陳情について、陳情者の心配や懸念は理解できるところであります。また、今定例会の本会議において、市長答弁の中に市としましても環境保全や眺望景観上の影響を懸念しているとの発言もあり、これは我々も同様の認識であります。ただ、陳情項目の3で、「十分な影響低減がなされず、大多数の住民の理解と合意が得られない場合」という判断を求める内容がありましたが、本会議での市長答弁では今後、住民等の理解が得られるとは言い難い状況がある場合、あるいは、環境保全や眺望景観上の影響が大きいと判断した場合という判断内容の相違があり

ました。また、委員会質疑でも陳情者からの判断内容について、判断が難しいとの答弁もあり、今後、事業者からの情報確認と議会議論が必要と考えますので、継続審査を主張し討論いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第3号及び陳情第28号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を認めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第2号、陳情第7号、陳情第11号第1項目の1、陳情第11号第3項目の1及び陳情第11号第4項目について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。